

第5期

羽島市地域福祉活動計画

(令和7年度～令和11年度)

みんなで創る 地域共生のまち
はしま



令和7年3月

社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会



この計画書は共同募金の配分を受けて作成しました

第5期羽島市地域福祉活動計画の策定にあたって

皆様には、日頃から羽島市社会福祉協議会の各種事業の取り組みにつきまして、多大なるご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

近年は、少子高齢化の急速な進展、世帯構造の変化、ライフスタイルや価値観の多様化、雇用不安などを背景に、地域を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした変化にともない、社会的孤立や経済的困窮、介護と育児のダブルケア、虐待など、地域住民が抱える生活課題も複雑化・複合化しています。

このような中、住民一人ひとりが「支え手」「受け手」という関係を超えて、誰もが役割を持ち、お互いが存在を認め合い支え合うことで、孤立することなく地域とつながりながら自分らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指す取り組みが求められています。

このたび、令和7年度からの5か年計画として、『みんなで創る 地域共生のまち はしま』を基本理念とする「第5期羽島市地域福祉活動計画」を策定しました。本計画では、令和6年3月に策定された羽島市の「第3期羽島市地域福祉計画」と基本理念を統一し、共通の目標に向かって両計画が連携しながら地域福祉を進めることとしています。本計画の推進にあたりましては、住民の皆様や、行政、福祉活動団体、関係機関などとともに地域福祉活動に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定にご尽力いただきました地域福祉活動計画策定委員会の皆様や、アンケート調査にご協力くださいました皆様に感謝を申し上げますとともに、住民の皆様及び関係者各位には、今後とも地域福祉の推進にあたり、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会
会長 中 畑 弘

第5期羽島市地域福祉活動計画 もくじ

第1章 地域福祉活動計画の概要

1	地域福祉とは	1
2	地域福祉活動計画とは	1
3	羽島市地域福祉計画との関係	1
4	第5期活動計画の策定にあたって	
	（1）第4期活動計画の取り組み状況について	2
	（2）第5期活動計画の計画期間について	40
	（3）課題等の市計画との共有について	40

第2章 地域福祉活動計画の内容

1	基本理念	41
2	取り組み目標	41
3	計画の体系	43
4	具体的な取り組み	43
5	市計画の具体的施策との対応	63
6	計画の進捗管理	65

資料編

第5期羽島市地域福祉活動計画策定経緯	66
第5期羽島市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	67
第5期羽島市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	68
用語解説	69

第1章 地域福祉活動計画の概要

1 地域福祉とは

「地域福祉」とは、住み慣れた地域の中で、子どもから高齢者まで、障がいの有無にかかわらず、誰もが自分らしく安心して生活できるように、公的制度によるサービスを利用するだけでなく、地域住民、ボランティア、各種団体、事業所、行政、社会福祉協議会などが互いに協力し合い、暮らしやすい地域づくりを進めることです。

「この地域に住んでいて良かった」と思えるような地域にしていくために、みんなで必要なことを考え、協働してお互いを支え合う関係やその仕組みをつくっていくことです。

2 地域福祉活動計画とは

羽島市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）は、羽島市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が地域住民や各種団体などに呼びかけて、相互に協力し、私たちが直面しているさまざまな生活課題を共有し、自主的・主体的に解決していくために策定した活動・行動計画です。

活動計画の内容は、①生活課題の解決を目指して、地域住民や各種団体などが行う活動と、②地域福祉活動を推進するために市社協が果たす役割を、体系的に取りまとめたものとなっています。

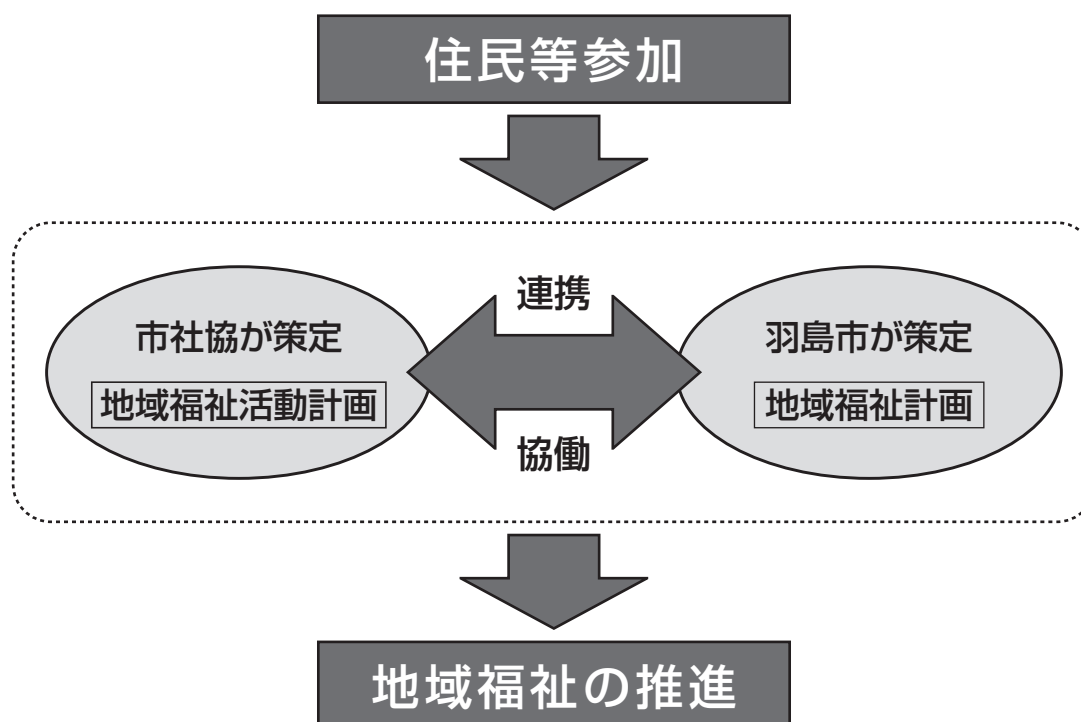
市社協では、羽島市の地域福祉を進めていくために、平成10年に第1期活動計画、平成23年に第2期活動計画、平成28年に第3期活動計画、令和3年に第4期活動計画の策定を経て、今回、第5期活動計画を策定しました。

3 羽島市地域福祉計画との関係

羽島市地域福祉計画は、地域福祉を推進するための仕組みや行政施策についての計画です。羽島市においては、令和6年度から10年度までの5年間の計画期間とした「第3期羽島市地域福祉計画」（以下「市計画」という。）が策定され、推進がなされています。

市社協が策定する活動計画と羽島市が策定する市計画は、いずれも「みんな

なで創る 地域共生のまち はしま」を目指し、互いに役割分担をし、連携し合いながら地域福祉を推進する関係となっています。



4 第5期活動計画の策定にあたって

これまで、「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりを推進するため、さまざまな地域福祉活動に取り組んできましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が各種活動に大きな影響を及ぼしました。しかし、その影響も限定的になり元来の地域福祉活動に戻りつつある中、市内各地で『みんなで創る 地域共生のまち はしま』を基本理念とする、第4期活動計画に掲げられた取り組み目標の達成に向けて、さまざまな活動が再開されるとともに新たな活動が展開されました。

第5期活動計画では、第4期活動計画の取り組み状況を振り返るとともに、現状の地域生活課題に即した取り組みを推進します。また、市計画の各種施策と連携した活動計画とします。

(1) 第4期活動計画の取り組み状況について

第4期活動計画では、4つの「取り組み目標」を設定し、さらに、それぞれの取り組み目標の中に、全15項目の「具体的な取り組み」を掲げました。

取り組み目標1「地域で見守る・交流する」

○具体的な取り組み

①住民同士がふれあい・交流できる場の充実

【事業の概要】

羽島市の調査によれば、市内の世帯数は増加傾向にありますが、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯割合が増えていることから、世帯あたりの人数は減少傾向です。こうしたことから、地域内や世代間の交流の機会が減り、地域住民同士のつながりの希薄化が懸念されます。

そのため、日常的に地域住民同士がふれあう機会や、世代を超えて交流できる場を充実していく必要があります。

【実施状況】

●集いの場

年齢や世帯構成を問わず誰もが気軽に集い、自由な時間を過ごす中で住民同士につながりを持ってもらう取り組みが、一部の支部社協や市内各所で行われました。

●通いの場

介護予防や地域住民の交流などを目的とした活動が、住民主体で定期的に運営されました。

●ふれあいサロン

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者などの孤立を予防するため、市内の約40カ所で開かれました。新型コロナウイルス感染症の影響で開催できなかった時期がありましたが、継続的なつながりを維持するため、自宅訪問や電話なども助成対象に加えました。これにより、コロナ禍であっても多くのサロンで見守り活動などが継続されました。また、安定した運営を図るため助成額を増額し活動支援を強化しました。

【成果】

誰もが気軽に集い、楽しく過ごせる場を定期的に運営することで地域住民同士の見守りや孤立防止などにつながりました。

「ふれあいサロン」に参加する高齢者からは、「サロンに参加することを楽しみにしている」という声を多く聞いており、孤立防止や介護予防のほか生活での困りごとを適切な機関へつなぐ機会となっています。

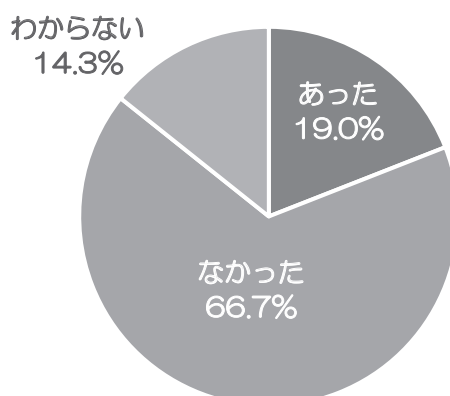
【課題】

対象者を限定しない「集いの場」が設置されている地域はごく少数であり、多世代が参加する取り組みも広がっていないため、課題を整理し地域住民などへ開設を働きかける必要があります。「ふれあいサロン」では、感染症の影響により活動を休止し、担い手不足などから再開されないまま廃止したサロンがあるため、活動しているサロンの数が減少しています。引き続き、運営に係る担い手の負担軽減を図るとともに、サロンの運営団体数が増加するよう働きかけます。

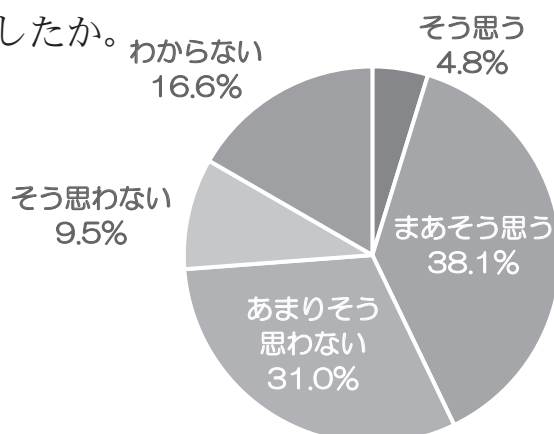
【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

(民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉委員のうち無作為抽出した50人から回答)

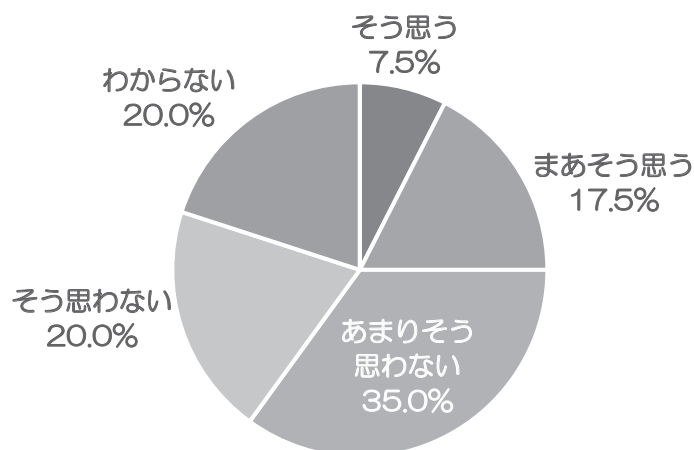
問：あなたの住む地域や、支部社協の活動において、「誰もが気軽に通い、いつでも自由な時間を過ごすことができる場」について検討する機会がありましたか。



問：あなたの住む地域では、行事等を行う時に、初めて参加する人や、地域のことをあまり知らない若い世代なども参加していることを意識し、こうした人たちが継続して参加できるような環境づくりに努めていましたか。



問：あなたの住む地域では、例えば老人クラブと子ども会が交流したり、一緒に活動したりする機会をつくることなどを通して、子どもの保護者など若い世代が地域の活動に参加するきっかけがつけられていましたか。



②顔の見える関係づくり

【事業の概要】

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住民同士が支え合い、助け合って生活していくことが必要です。また、日頃からふれあいや交流を通じて親交を深めたり、お互いに関心を持ちあったりすることが大切です。

そのため、さまざまな世代の人が集い、交流する機会に積極的に参加するなどし、あいさつや声かけができる関係、ひいては顔の見える関係を築いていくことが望まれています。

【実施状況】

●多世代の住民が集まりやすい活動について調査・研究

支部社協や福祉会活動で研修会や学習会を行う場合に、「世代を超えた参加者で話し合える」テーマや「年齢や性別を超えて多くの人が興味関心のある」テーマや内容についてアンケートをしました。

●日頃の声かけなどによる顔の見える関係づくり

地域の連帯感を強めるため、誰もがあいさつを気軽にできる地域のイメージについてアンケートをしました。また、地域での日頃のあいさつや声かけ、顔の見える関係づくりの必要性や具体例について広報紙へ掲載し意識の醸成を図りました。

【成果】

アンケート結果により地域住民の意識や課題などを把握することができました。また、地域での人と人とのつながりが希薄化している中、日頃からのあいさつや声かけなどによる顔の見える関係づくりが、高齢者などの見守りや災害発生時の円滑な避難支援などにつながることにについて、地域住民の取り組み事例や日常的なつながりがもたらした好事例を広報紙で紹介し意識啓発しました。

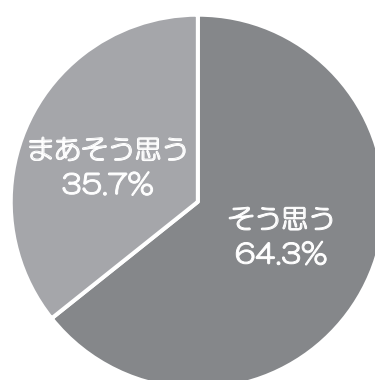
【課題】

世代を超えて話し合えるテーマなどの調査結果を参考に、具体的な取り組みなどを地域団体とともに研究します。

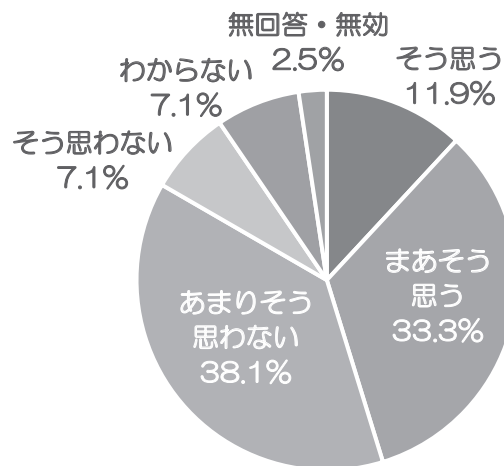
また、地域での日常的な人と人とのつながりについて、継続的に住民へ啓発するとともに、行動に移してもらえるような効果的な啓発方法などを検討する必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

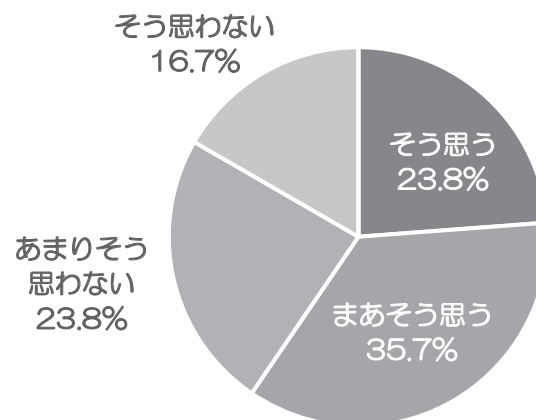
問：住民同士が顔見知りになれるよう、近くの人や常に出会う人と日頃からあいさつを交わし、声かけをするよう心がけていましたか。



問：あなたの住む地域では、行事等を行う時に、一部の役員や団体だけでなく幅広く呼びかけするようにし、多くの人の顔が見える機会をつくるよう努めていましたか。



問：自分が住む地域に興味関心を持ち、近所の人や知り合いの人と誘い合って自治会活動に積極的に参加していましたか。



③安心・安全のためのつながりづくりの推進

【事業の概要】

安心・安全のまちを実現するためには、地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という防犯意識を持つだけでなく、犯罪の被害に遭わないよう、日頃から互いに気にかけてあったり声をかけあったりすることも大切です。

そのため、地域の中で人と人とのつながりをつくり、地域住民同士が顔見知りになり、普段からの交流を深めることが必要です。

【実施状況】

●「地域のお宝」を紹介

住民同士の自然発生的な人と人とのつながりや支え合いを「地域のお宝」と位置づけ、広報紙にコーナーを設けて定期的に掲載しました。日常生活やさまざまな活動などを通して無意識に支え合いにつながっている事例などを紹介し、その意味や必要性を周知しました。また、福祉会の出前講座メニューに「地域のお宝探し」を加え、意識啓発できる体制を整えるとともに、ゆるやかなつながりを見つける取り組みの実施を呼びかけました。

●悪質商法などの被害防止を出前講座や「見守り新鮮情報」などで啓発

犯罪被害の予防への取り組みについては、ふれあいサロンや福祉会などで、出前講座を実施できる体制を整備しました。また、広報紙や「見守り新鮮情報」に悪質商法などに関する情報を継続的に掲載し注意を呼びかけました。

【成果】

日常の暮らしの中の何気ない行動が、無意識に住民同士の仲間づくりや安否確認などの支え合い、犯罪被害の防止などにつながっていることを住民に気づいてもらうことや、さらにその関係性を他の皆さんへも広げていけるように広報紙にシリーズで掲載することで意識の普及を図りました。

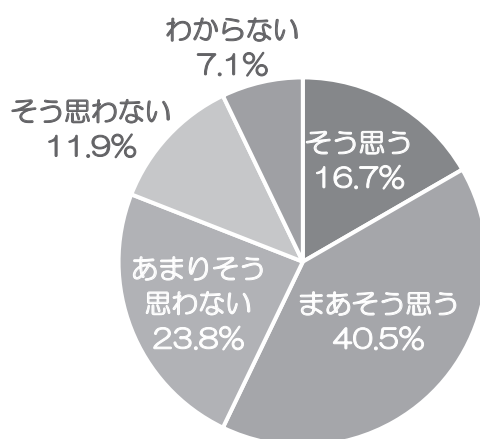
また、犯罪被害を予防するため、被害に遭いやすいひとり暮らし高齢者などへ重点的かつ継続的に注意喚起しました。

【課題】

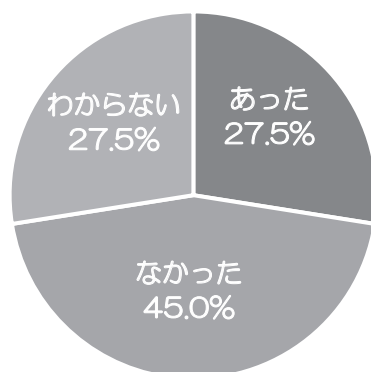
今までに日常的なつながりがなかった地域住民同士が、日頃のあいさつや声かけなどを通して、自然発生的な人と人とのつながりや支え合いが広まっていくことが望ましいですが、地域内や世代間の交流の希薄化が懸念される中で、その機運は高まっているとは言えないため継続的に意識啓発する必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

問：地域で行事や会合などが行われる場合は、誘い合って参加するなどし、住民同士のつながりをつくっていましたか。

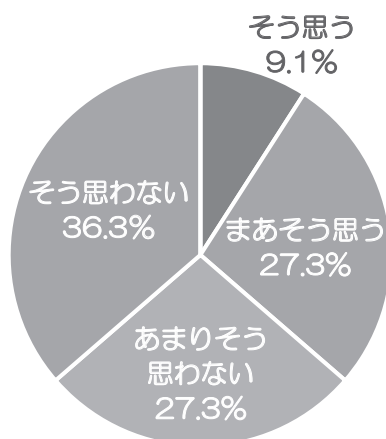


問：あなたの住む地域や、支部社協の研修会や福社会の活動などにおいて、「防犯」について学ぶ機会がありましたか。



問：（上記の問で「あった」と回答した人のみ）

あなたは、学んだことを実行するとともに、周囲の人たちへも積極的に伝えることができましたか。



取り組み目標2「地域で学び・考える」

○具体的な取り組み

①福祉教育を通じた支え合いや助け合い意識の醸成

【事業の概要】

自分が暮らす地域の福祉課題に気づき、地域の人などと一緒にその解決方法を考え、解決に向けた取り組みを実践していくための力を育むことが福祉教育です。そのため、学校での児童や生徒を対象とした学びのみではありません。

地域の中でのさまざまな人との関わりの中で、子どもの頃から、支え合いや助け合いの意識を醸成できる環境づくりをしていくことが必要です。

【実施状況】

●高齢者に対して子どもたちができることを考える

子どもの頃から地域での支え合いや助け合いの意識を育んでもらおうと、「ふれあいサロン」で高齢者と子どもが交流し、同じ地域に暮らす高齢者に対して、子どもたちができることを考えました。

●地域でできる子育て支援を考える

子育てしている方と地域住民とのつながりについて、アンケートを基に子育て支援に関する課題解決のために地域でできる取り組みを考えました。

●障がい者スポーツ体験会を開催

障がい者への理解を深めようと、障がい者スポーツの体験会を開催し、障がい者や高齢者、親子などのさまざまな世代の方が交流しました。

●活動費助成や情報提供などにより「福祉会」を継続的に支援

「福祉会」の活動については、地域住民自らが地域福祉の意識や知識を深めるとともに、見守りが必要な住民の情報共有などをする機会となるよう、活動費の助成や出前講座の開催などにより継続的に支援しました。また、福祉会活動の進め方や実践事例などをまとめた「福祉会活動ガイドライン（第5版）」や「福祉会だより」、出前講座メニューをまとめた「福祉会出前講座」を発行して民生委員などへ情報提供しました。

【成果】

子どもたちが「ふれあいサロン」に参加し、高齢者疑似体験や話し合いなどを通して高齢者がどんなことに困り、どんな手助けができるかを子どもたち自身に考えてもらうことで、世代を超えた地域での支え合いの意識を育むことができました。

地域でできる子育て支援については、子育て課題などのアンケートを実施したことで課題を把握することができ、解決に向けて地域で何ができるかを参加者で話し合うことができました。

障がい者スポーツの体験会では、8割以上の参加者が「障がい者の福祉課題に関心を持つきっかけとなった」と回答されました。

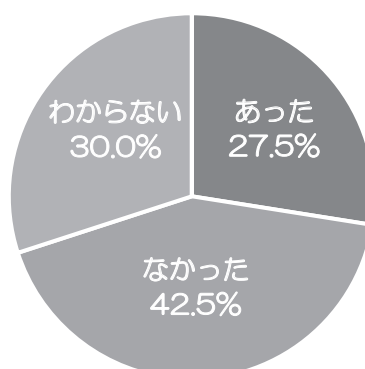
「福祉会」の活動では、新型コロナウイルス感染症の影響により活動の休止が続き大きく活動回数が減少しましたが、規制緩和後、福祉会活動の活性化を図るため、出前講座などへの職員派遣や各種情報冊子などの作成・配付により活動再開などの支援に努めることができました。

【課題】

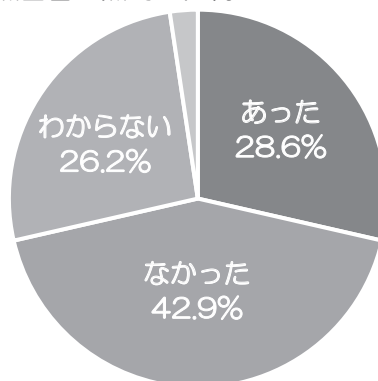
福祉会の設立割合や活動の充実度が、地域や団体によって片寄りがあり、市内全域に渡り福祉会活動が充実しているとは言えません。また、福祉会活動ガイドラインなどを発行し、市社協が進めようとする福祉会活動の目的や進め方などを示していますが、各福祉会に浸透していません。こうしたことから、福祉会の取り組みが、住民の福祉への関心を高めるまでには至っていないため、引き続き福祉会活動の活性化を図る必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

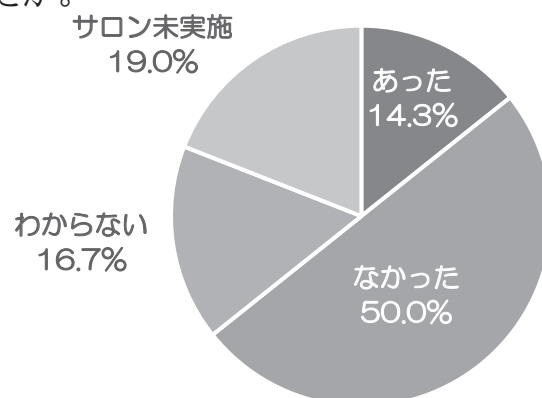
問：あなたの住む地域や、支部社協などの取り組みにおいて、高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり話したりする機会がありましたか。



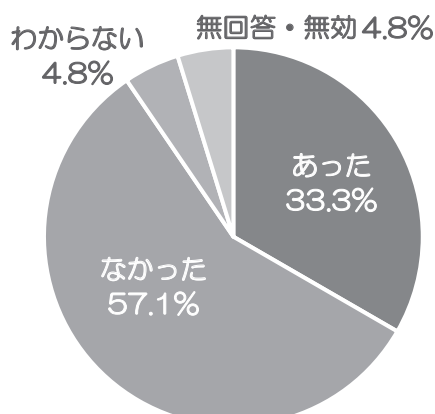
問：あなたの住む地域や、支部社協の活動において、「地域の福祉施設と地域住民との交流活動」などの取り組みができないかを考える機会がありましたか。無回答・無効 2.3%



問：あなたの住む地域で行われているふれあいサロン活動で、「子どもたちと参加者が交流する取り組み」ができないかを検討する機会がありましたか。



問：あなたの住む地域や、支部社協の活動において、「地域の中で見つけた福祉課題を解決するために、地域住民として取り組めること」について考える機会がありましたか。



②福祉の制度を知り・伝える

【事業の概要】

最近の福祉に関する制度は、短い周期で大きく変わっていくという特徴があります。このような状況においては、各種相談機関などからさまざまな方法で提供される福祉に関する情報を積極的に入手し活用していくことが重要になります。

そのため、こうした情報を身近な人や、地域の中で困りごとを抱えている人にも伝えるなど、情報を受け取るだけでなく発信していくことも必要です。

【実施状況】

●広報紙「社協はしま」などを発行

幅広い年代の住民に読んでいただけるように、高齢者や障がい者、子ども、ボランティアなどの幅広い記事の紙面構成を考え、レイアウトや写真の配置、文字数などを工夫しながら、読みやすく理解しやすい内容となるように取り組みました。

●出前講座や研修会により情報提供

ふれあいサロンや福祉会での学習活動の支援について、福祉サービスについて学べる機会を提供できるよう、出前講座メニューを配付するとともに、講師派遣に市社協職員のほか、高齢者福祉施設などの協力を得て職員を派遣できる体制をつくりました。また、活動の参考などにするため研修会を開催し、課題の共有や情報交換などを行いました。

●「生活サポートべんり帳」を配付

高齢者の日常生活を支える各種サービス（相談機関、認知症、在宅支援サービス、ボランティア、介護予防活動、配食サービス、食品等移動販売、介護施設、介護タクシー、ごみ処理など）に関する情報を掲載した「生活サポートべんり帳」を作成し、民生委員などに配付し情報提供に努めました。

【成果】

「社協はしま」について、写真や文字数などの工夫とともに、広報紙が届くことを楽しみにしていただけるような紙面作りの提案があったため、毎号クイズを掲載したことによって、住民から「楽しみにしている」との感想がありました。

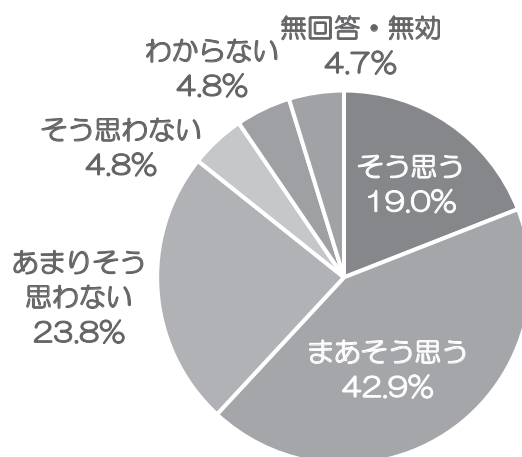
福祉会などへの出前講座の講師派遣については、市社協職員のみでなく、他の法人職員などの協力により、高齢者や障がい者を支える側の法人と連携して支援を強化したことで講座メニューを拡大することができました。

【課題】

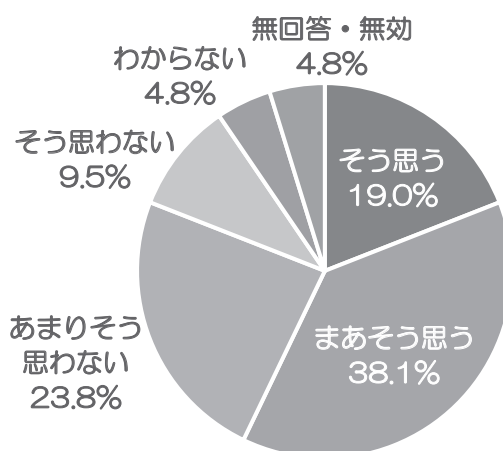
市内全域での福社会活動の活性化を目指して、福社会活動ガイドラインの作成や出前講座メニューの充実などを図りながら情報提供していますが、新たな地域での福社会の設立や出前講座の利用に結びついていない状況です。引き続き、各地域における福社会設立の働きかけや、地域課題に即した出前講座メニューを提案していく必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

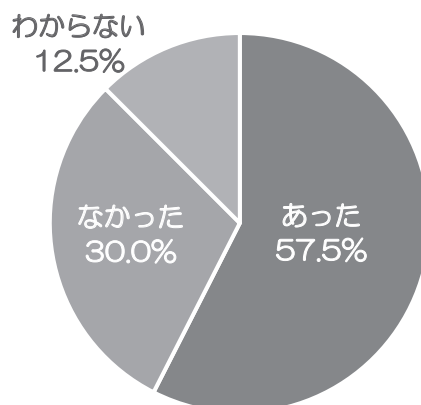
問：羽島市の広報紙「広報はしま」や、社協の広報紙「社協はしま」を熟読したり、ホームページやSNSなどを活用したりして福祉に関する情報を積極的に入手するよう心がけていましたか。



問：入手した福祉に関する情報を、身近な人と共有していましたか。

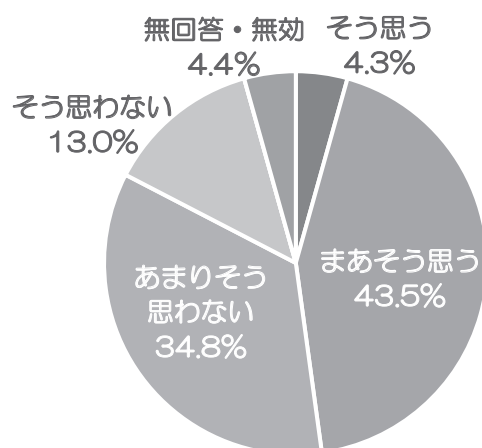


問：あなたの住む地域や、支部社協の研修会や福社会の活動などにおいて、福祉サービスについて学ぶ機会がありましたか。

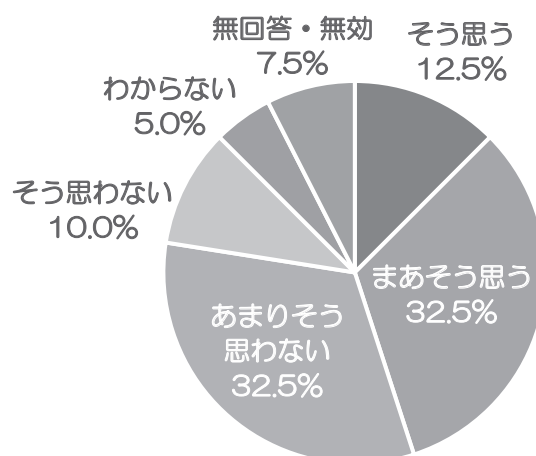


問：（上記の問で「あった」と回答した人のみ）

あなたは、学んだことを必要に応じて周囲の人に伝えることができましたか。



問：あなたは、福祉サービスに関する情報が必要な状況にもかかわらず、情報が届いていない人や、自ら情報を入手することが困難な人に、適切な福祉サービスを利用できるように気を配ることができましたか。



③権利を守る仕組みについて知る・学ぶ

【事業の概要】

高齢者や障がい者の中には、自分の生活に必要な福祉サービスをはじめとするさまざまな契約について判断をしたり、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行ったりすることに不安や困難がある人がいます。

こうした人たちが、住み慣れた地域で安心して生活を送るための制度や仕組みを知るとともに、一人ひとりが、判断能力があるうちに、自らの意思を伝えられなくなった後のことを考えておくことも大切です。

【実施状況】

●日常生活自立支援事業

事業の制度周知を図るとともに、市社協の生活支援員が福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を継続的に支援しました。

●「羽島市成年後見支援センター」を開設

令和4年度にセンターを開設し、成年後見制度に係る相談の受付や申立てなどの利用支援、チラシなどの配布や講演会の開催などによる制度周知に努めました。

●地域連携ネットワークの構築に参画

市の「成年後見制度利用促進委員会」の委員として、地域連携ネットワークの構築に向けた体制づくりに協力しました。

【成果】

これまでの日常生活自立支援事業の継続的な支援に加え、羽島市成年後見支援センターを開設したことにより、高齢者などの判断能力の程度に応じて成年後見制度との連携を図ることができました。また、地域包括支援センターへの相談などに対して、両センター間の迅速な情報共有や相談体制などを確立することができ、高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活を送っていただくためのサポート体制を拡充することができました。

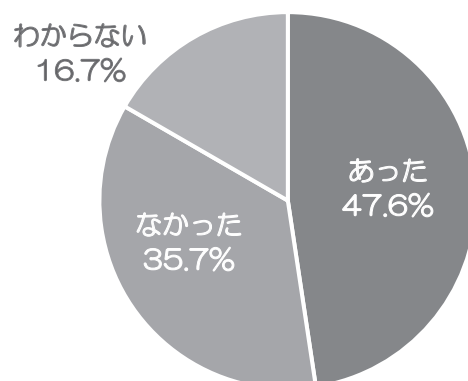
【課題】

成年後見制度の利用時期について、高齢者の判断能力が大きく低下してから利用する「法定後見制度」の利用割合が圧倒的に多い状況です。しかし、本人の判断能力があるうちに、自らの意思を伝え将来に備える「任意後見制度」の利用促進も重要であると考えます。

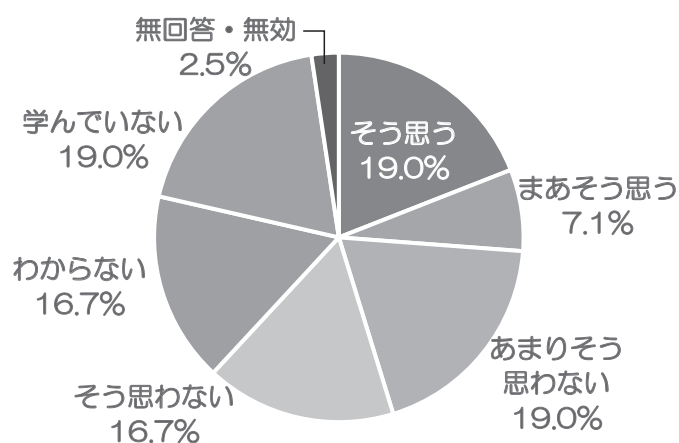
また、住民やケアマネジャーなどの福祉専門職から、「判断能力は低下しつつあるものの、制度を利用すべき時期の判断に迷う」などの意見があることから、個別に相談しやすい環境づくりに努める必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

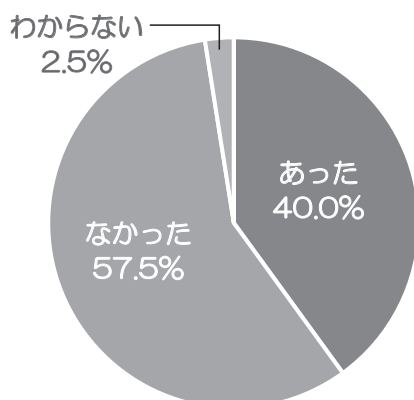
問：支部社協の研修会や福社会活動などで成年後見制度などの権利擁護の制度や仕組みについて学ぶ機会がありましたか。



問：学んだ権利擁護の制度や仕組みについて、身近な人と共有しましたか。



問：エンディングノートの作成や医療に関する話し合いなどを通して、自分のことを自分で決めたり、自分の意志を伝えられなくなったりした時のことを考える機会がありましたか。



④災害時の自助意識を高める

【事業の概要】

大規模な地震による被害だけでなく、頻発する集中豪雨やゲリラ豪雨により毎年のように各地で被害が発生しています。このように、災害はいつどこで発生するかわかりません。また、災害が発生した時には、自分の生命は自分で守るという意識を持つことが必要です。

そのため、一人ひとりが防災意識を高め、災害について正しい知識を身に付け、普段から防災活動に取り組み災害に備えることが重要です。

【実施状況】

●災害時の「自助」「共助」「公助」を啓発

自分自身ですべきことや、地域住民が助け合いのためにすべきことについて、事前にできる備えの具体的な事例などを広報紙で紹介し意識啓発しました。

●広報紙や出前講座で災害ボランティアの役割などを紹介

市社協が開設する「羽島市災害ボランティアセンター」の役割や、被災者へのボランティア活動などについて広報紙で紹介するとともに、福社会の出前講座メニューに追加し、活動支援などについて学べる体制をつくりました。

【成果】

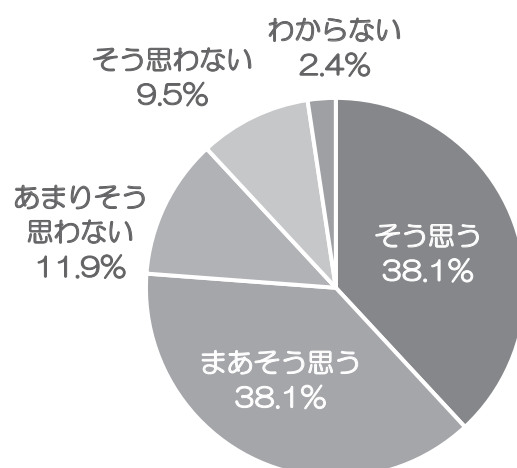
災害に備え、公的機関による支援である「公助」までの間に住民自身が取るべき「自助」「共助」の行動意識を啓発することができました。具体的な事例を示したことで、住民から「備蓄品の種類や量を増やした」などの話を聞くことができました。

【課題】

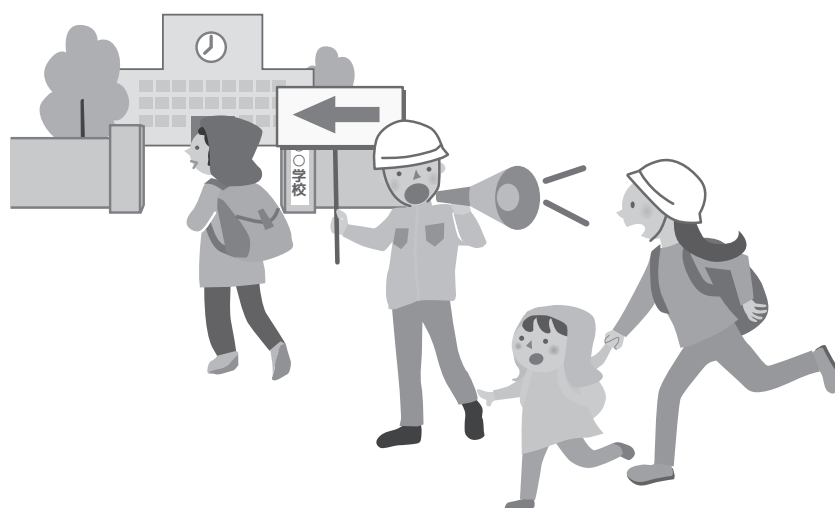
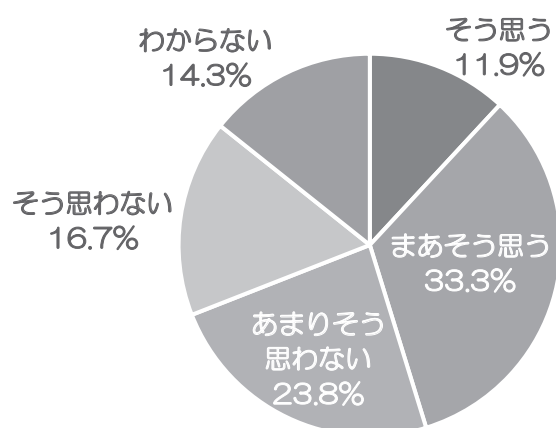
災害ボランティアセンターの役割や運営、センターから派遣するボランティアへ依頼できる活動の範囲などについて、住民などへ情報発信していく必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

問：支部社協の研修会や福社会活動などで災害について学び、災害は他人事ではないことを認識できましたか。また、防災訓練などがあれば積極的に参加し、災害が起きた際にどう対応すべきかについて考えましたか。



問：災害についての研修会で学んだことや防災訓練で経験したことなどを地域の人に伝え、研修や訓練に参加しない人や参加できない人とも情報を共有していましたか。



取り組み目標3 「地域で力を出し合う」

○具体的な取り組み

①支援の必要な人を小地域単位で見守る

【事業の概要】

近年の個人のプライバシーを優先するしくみや個人情報の保護、近所同士のつながりの希薄化、地域への無関心などによって、支援を必要としている人の声をじゅうぶんに受け止められない状況があります。

地域住民同士が情報共有・協力しながら、支え合い、助け合える環境づくりを進めるために、支援の必要な人を小地域単位で見守り、必要に応じて関係機関などへつなぐことのできるネットワークを構築することが必要です。

【実施状況】

●福祉会活動などの活性化を支援

福祉制度などを学び合ったり、地域課題の解決に向けて取り組んだりする福祉会活動の活性化を図るため、活動の考え方や具体的な活動の進め方、実践事例などに、見守りネットワークづくりの手法を新たに加えた「福祉会活動ガイドライン（第5版）」を作成し、民生委員・児童委員と社会福祉委員へ配付しました。

また、地域における見守りの対象者に異変があった場合に、適切に対応していただくため「見守り活動ポケットガイド」（岐阜県社協発行）を配付しました。

このほか、見守り対象者の情報共有などをするために開催された支部社協活動に参加し、具体的な見守り方法などについて一緒に考えました。

【成果】

福祉会活動の実施地域が、市内全域に広がることを目指して、民生委員や社会福祉委員などへ福祉会の役割について認識いただき、効果的な活動を進めていただくための参考となるように適宜情報提供に努めましたが、活動の充実などにつながるまでには至りませんでした。

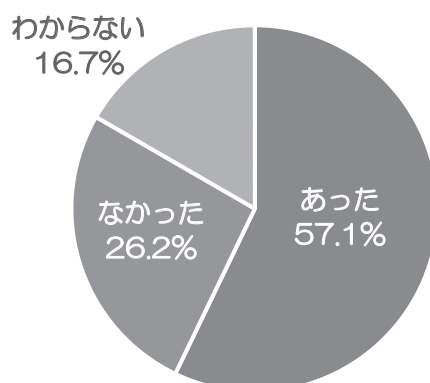
【課題】

福祉会の新規設立や効果的な活動を目指して働きかけや支援などを続けていますが、新型コロナウイルス感染症の影響で休止し再開されないままの福祉会を含め、市内全域に活動が浸透していない状況が続いています。

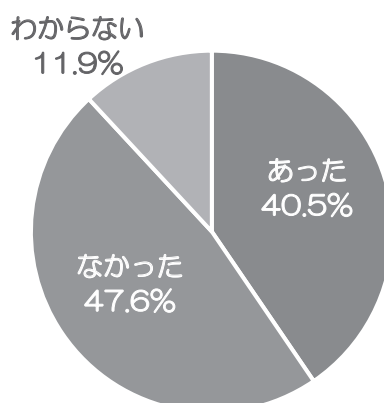
このため、引き続き民生委員や社会福祉委員などへ、地域福祉における福祉会活動の意義などについて認識いただき、活動の実施拡大につながるような支援などを継続していく必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

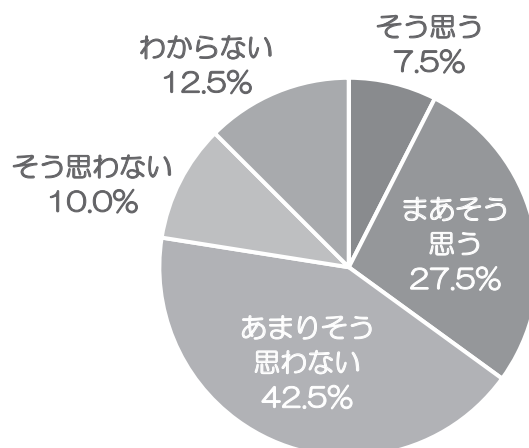
問：あなたの住む地域や、福祉会の活動において、地域住民が行う各種見守り活動の対象者について情報交換し、「見守り活動している人同士が連携して見守り活動できる体制づくり」に努める機会がありましたか。



問：あなたの住む地域や、福祉会の活動において、「見守り活動を通して発見した福祉ニーズについて、その解決に向けてどんな仕組みを使えばいいのか、またどんな仕組みをつくればいいのか」ということを考える機会がありましたか。



問：あなたの住む地域では、見守り活動に福祉関係者など特定の人だけでなく、日常的に関わりのある近隣住民や友人、趣味の仲間といった人たちにも参画してもらうよう働きかけがありましたか。



②多機関で協働できる体制づくり

【事業の概要】

地域では民生委員や主任児童委員などを中心に相談支援体制が構築されていますが、複合的かつ複雑な福祉課題や制度の狭間にある問題などは、こうした身近な相談機関だけでは対応が困難なこともあります。

そのため、複雑かつ多様化する福祉課題を、多機関で協働して包括的に受け止められる相談支援体制を整備していくことが必要です。

【実施状況】

●福祉制度や相談窓口などを情報提供

広報紙やホームページ、チラシ、自治会回覧などにより、高齢者や障がい者、子どもなどの福祉に関する制度や相談窓口などの案内を適宜情報提供しました。また、高齢者の日常生活を支える公的な福祉制度の狭間にある各種サービス（相談機関、在宅支援サービス、ボランティア、介護予防活動、配食サービス、食品等移動販売、移動支援、ごみ処理など）に関する情報などを掲載した「生活サポートべんり帳」を作成し民生委員などへ情報提供しました。

●「羽島市南部地域包括支援センター」を開設

令和6年度に、高齢者総合相談窓口として南部地域（堀津町、上中町、下中町、桑原町）を担当する「羽島市南部地域包括支援センター」を下中町に開設し、運営を開始しました。

【成果】

「生活サポートべんり帳」に、公的な福祉制度に関する情報のほか、食

品等移動販売、病院などへの移動支援、ごみ処理などの日常生活に直結したサービス事業者などの情報を掲載し、高齢者などの生活を見守る民生委員などへ配付したことにより、有益な情報として活用していただくことができました。

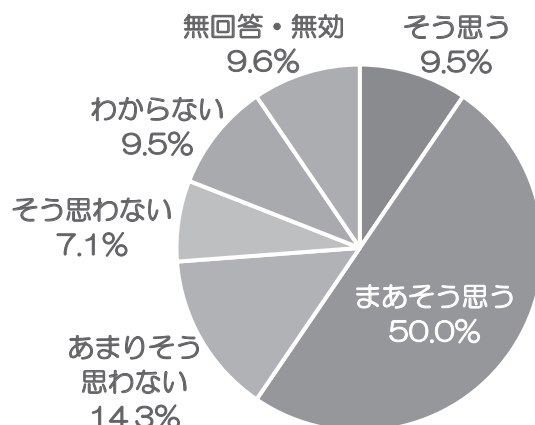
また、「羽島市南部地域包括支援センター」を、市内の高齢化率が高い南部地域に開設したことにより、身近な高齢者福祉拠点施設として地域住民の福祉向上を図ることができました。さらに、複合的な問題を抱える高齢者などを援助するため、個別ケースに応じて医療・介護などの専門職や自治会、民生委員、警察などの多職種により「地域ケア個別会議」を開催し、情報共有や対応策について協議しました。

【課題】

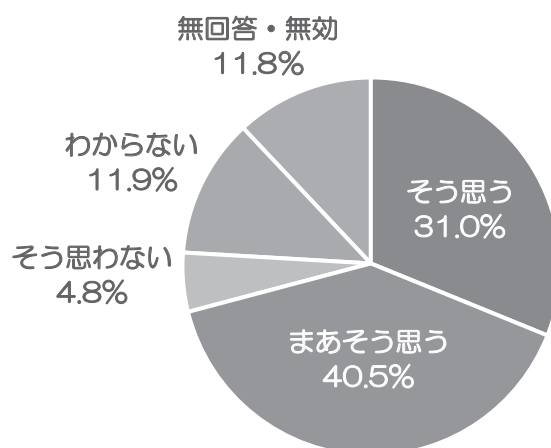
既存の情報を更新して提供するだけでなく、地域住民の困りごとを把握したうえで、新たなサービスなどの情報を提供できるように取り組むことが重要です。また、福祉課題が複合化・複雑化する中で、地域住民や福祉関係者などからの相談に対応する職員のスキルアップを継続的に図っていく必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

問：各種福祉サービスに関心を持ち、相談機関や相談窓口についての情報を積極的に入手するように心がけ、入手した情報を身近な人と共有していましたか。



問：福祉に関する困りごとがあった時には、民生委員や社会福祉委員、市役所や市社協などの機関に相談をしていましたか。また、このようなことを周りの人にも伝えていましたか。



③ ボランティア活動の機会を増やす

【事業の概要】

ボランティアグループへの調査の結果、「メンバーの高齢化」「会員の減少」に加え、新たに「新型コロナウイルス感染症の影響で従来通りの活動ができなくなった」ことを課題とするグループが多数ありました。また、羽島市の調査では、約2割の人が「ボランティア活動にまったく参加したことはないが、今後は参加したい」と回答しています。

そのため、ボランティアやボランティアグループが継続して活動できるよう支援するとともに、より多くの人がボランティア活動に参加できるよう情報や機会を提供することが求められています。

【実施状況】

● ボランティア活動を支援

市社協が運営する「羽島市福祉ボランティアセンター」では、事業内容、市内のボランティアグループの紹介、ボランティア活動保険の加入促進及び保険料の一部助成の案内などを、広報紙やパンフレット、パネル展や相談会の開催を通して情報提供しました。また、ボランティアに関する個別相談に対応するとともに、ボランティアの依頼に対して仲介役として活動グループなどを紹介するなどして調整しました。このほかにも、ボランティアグループへ活動費の一部を助成しました。

地域住民に対しても、ボランティア活動への積極的な参加を意識啓発するため、福祉会活動の出前講座メニューに加え講師を派遣できる体制を整えました。

●ボランティアグループの設立を支援

市社協が実施する学校や地域での福祉教育学習（高齢者疑似体験、車いす体験など）のサポーターを養成する講座を開催するとともに、ボランティアグループの設立を働きかけました。

【成果】

ボランティア活動の活性化やボランティアグループを知っていただくことに重点を置いて、広報紙やイベントなどにより情報提供や活動への意識啓発に取り組むことができました。ボランティアグループに対しても、活動費を助成することにより持続可能な運営を支援することができました。

また、「福祉教育サポーター養成講座」の受講者の気持ちを後押しするため、市社協が継続的に支援したことにより新たなボランティアグループが設立され、福祉教育サポーターとして定期的にグループ活動をされています。学校から市社協へ講師派遣依頼があった際は、サポーターとともに訪問して子どもたちの福祉教育に取り組むことができました。

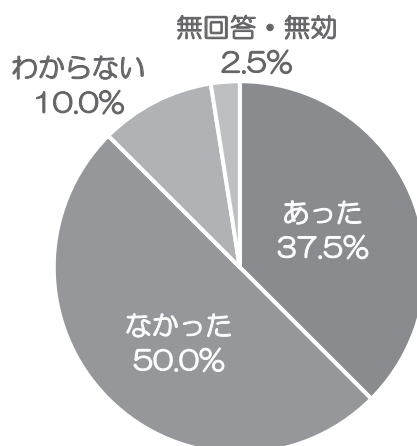
【課題】

ボランティアグループの運営に係る課題（会員の高齢化・減少、後継者不足、活動資金確保など）に対して、グループの活動紹介や運営費の一部助成などを行っていますが、これらの課題解決には至っていません。

市が実施した住民アンケート（18歳以上）では、3割以上の方がボランティア活動に「参加している」もしくは「今後は参加したい」と回答しています。このことから、ボランティア活動をしたい方とボランティアからの支援を受けたい方との効果的なマッチング方法を検討する必要があります。

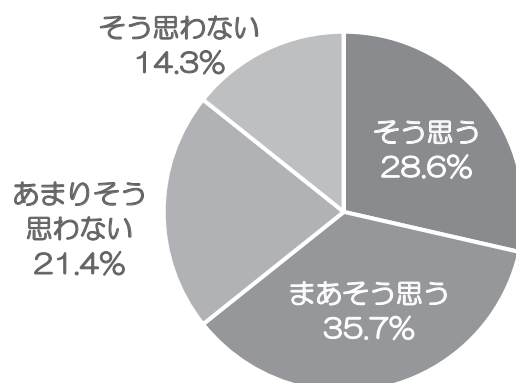
【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

問：あなたの住む地域や、支部社協の研修会や福祉会の活動などにおいて、ボランティア活動をしている人からその魅力や楽しさについて話を聞く機会がありましたか。

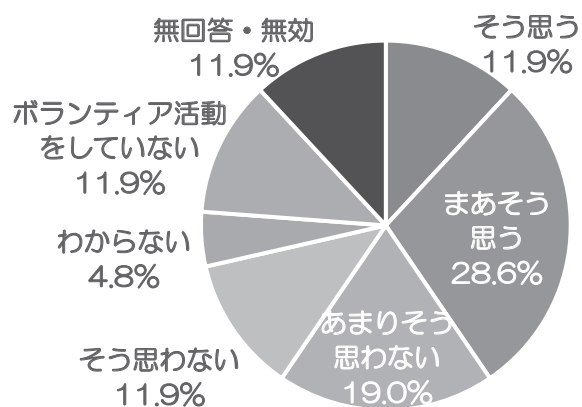


問：（上記の問で「あった」と回答した人のみ）

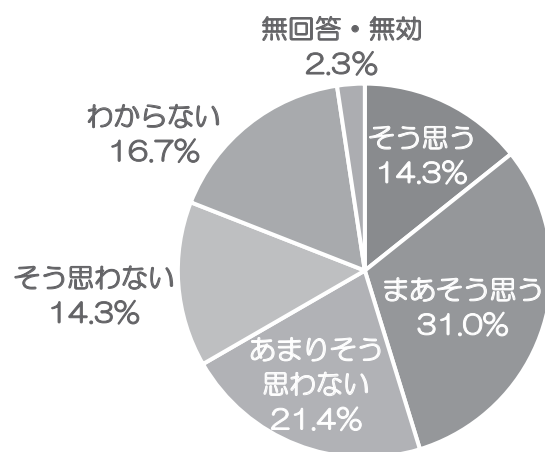
あなたは、聞いたことや学んだことを必要に応じて周囲の人に伝えることができましたか。



問：ボランティア活動をしている人は、初めて参加する人が参加しやすい雰囲気をつくったり、参加者の間口を広げる工夫をしたりしていましたか。また、ボランティア活動の魅力や楽しさをPRすることに努め、色々な人がボランティア活動に取り組むきっかけをつくっていましたか。



問：職業上持っている専門的な知識や技術、培った経験などがある方は、こうしたスキルをボランティア活動や地域福祉推進にも生かせるよう心がけていましたか。



④各種団体が連携できる機会の創出

【事業の概要】

地域ではさまざまな団体が、地域の課題を解決することや、魅力あるまちづくりを進めることなどを目的に活動しています。こうした団体は、特にその分野について知識や技術、ネットワークを持っていることから、地域の福祉課題を解決していくための大きな力となります。

そのため、各種団体との連携を図ることや、活発な活動ができるよう支援をすることが求められます。

【実施状況】

●各種のグループ活動を紹介

広報紙やホームページなどで、ボランティアグループの活動や、住民主体で介護予防活動に取り組む「通いの場」などを紹介するなどして、地域住民へ活動への参加などを呼びかけました。

●ボランティアグループ連絡会で意見交換

ボランティア活動の活性化を図るため、福祉活動や地域貢献に取り組むグループが参加し、活動内容や課題などについて意見交換しました。

●自然発生的な支え合いを「地域のお宝」として紹介

日常生活やさまざまな活動など、日頃の何気ない住民同士の関わりが自然発生的な人と人とのつながりや支え合いにつながっている事例を「地域のお宝」として認定し、人とのつながりを維持することの大切さを知ってもらい再発見するきっかけとなるよう広報紙で定期的に紹介して意識啓発に努めました。

●「羽島市社会福祉法人連絡会」の設立を支援

高齢者、障がい者、子どもの各分野を担う多様な社会福祉法人が、分野を超えて連携・協働し各法人の専門性を生かしながら福祉課題に取り組むため、「羽島市社会福祉法人連絡会」の設立を目指し、連絡会事務局として市内各法人の調整などを担いました。

【成果】

さまざまな目的で活動しているボランティアグループなどについて、活動日時や内容、メンバーの人数などを具体的に紹介することで、住民にとってボランティア活動への参加について検討しやすい情報が届くように努め、参加を促すことができました。

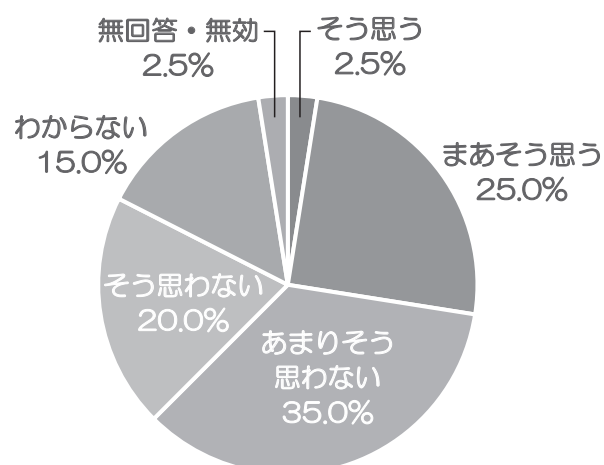
また、「羽島市社会福祉法人連絡会」については、市内9法人の加入により令和5年度に設立されました。市社協も会員として加入し、各法人の専門性やネットワークなどを生かした地域貢献事業（フードドライブなど）を協働して展開することができました。

【課題】

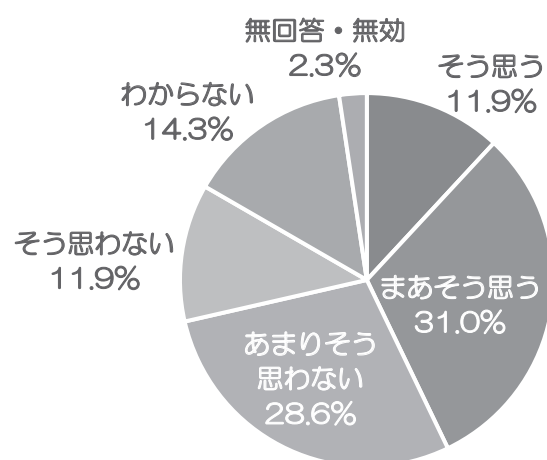
多くのグループで、担い手不足や活動内容のマンネリ化などの課題があるため、その対応策として、同様の活動目的であれば、他のグループと連携することにより、担い手の負担軽減や新たな活動内容の発見につながる仕組みを検討する必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

問：あなたの住む地域では、地域の中で活動しているさまざまな団体の取り組みについて、地域住民に効果的にPRする方法を検討したり、多くの人が興味関心を持ったりできるよう努めていましたか。



問：あなたの住む地域や、支部社協等で行事等を行う時には、初めて参加する人が参加しやすい環境をつくったり、参加者の間口を広げる工夫をしたりするなどして、色々な立場の人が地域活動に取り組むきっかけがつけられていましたか。



取り組み目標4 「地域で支え合う」

○具体的な取り組み

①認め合い支え合う意識づくり

【事業の概要】

これからの地域は、支え合いが「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、住民それぞれが役割を持ち、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が期待されています。

そのため、地域にはさまざまな人が暮らしていることを認め合い、それぞれの人らしさを尊重し、人や資源が世代や分野を超えてつながり、支え合っていくことが必要です。

【実施状況】

●出前講座メニューを拡充

認知症高齢者や障がい者への理解を深めてもらうため、福社会の出前講座メニューを拡充し、学習活動として自主的に学ぶ機会を提供しました。

●地域住民が福祉施設を訪問して障がい者と交流

地域住民が障がい者福祉施設を定期的に訪問し、体操やおしゃべりなどをして交流を深めました。

●「認知症サポーター」「ヘルプマークサポーター」を普及

地域住民にサポーターの存在を普及し、認知症高齢者や傷病者などへの接し方などを学んでもらうため、ポスターなどで啓発したり認知症サポーター養成講座を開催したりしました。

●支部社協による高齢者移動支援活動を支援

通院などの移動支援活動の実施に向けて、支部社協が協議する過程から検討に加わるとともに、支部社協メニュー事業助成金により活動を支援しました。

●外国籍の方の困りごとなどを調査

外国籍の方との共生社会を目指すため、日常生活での困りごとなどに対して地域での支え合い活動につなげることができないかを検討するため、外国籍の方へアンケートをしました。

【成果】

障がい者との交流について、近隣住民にとってこれまでの日常生活では関わりがなかった福祉施設を訪問し、直接障がい者と交流することで、地域と施設とのつながりができ障がい者福祉への理解が促進しました。

高齢者の買い物や病院への通院などを目的とした移動支援では、多くの高齢者からの困りごとの声に対応するため、公的制度の狭間を補完する事業として支部社協により開始されたもので、地域住民同士の継続的な支え合い活動につながるように、新たに助成金メニューを創設し財政的な支援をすることができました。

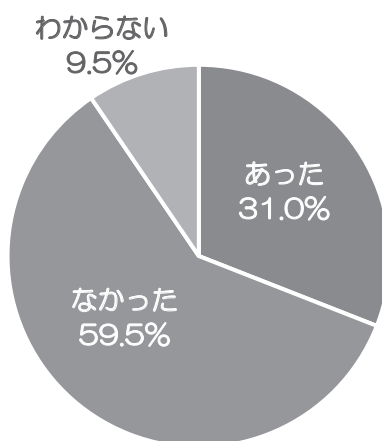
【課題】

地域住民と障がい者福祉施設との交流や、高齢者の移動支援については、一つの地域、一つの支部社協の実施にとどまっているため、さらに他の地域へ拡大できるように働きかける必要があります。また、認知症高齢者や障がい者などへの理解を深める取り組みを継続していくことが重要です。

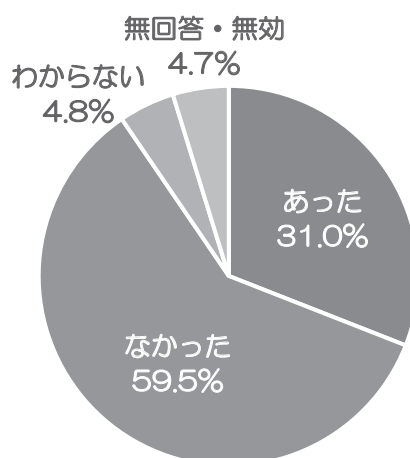
外国籍の方への支え合い活動については、調査結果をもとに実態を把握・分析して、地域住民ができる具体的な取り組みの検討や提案につなげる必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

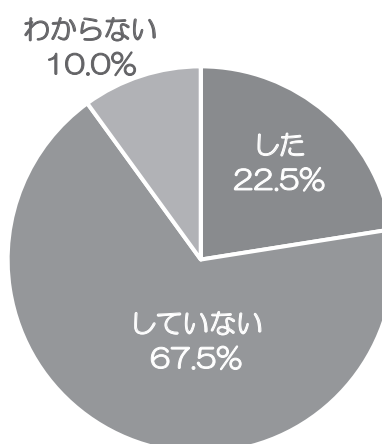
問：支部社協の研修会や福社会活動などで障がいのある人のことや障がい福祉サービスのことについて学ぶ、あるいは障がいのある人と交流する機会がありましたか。



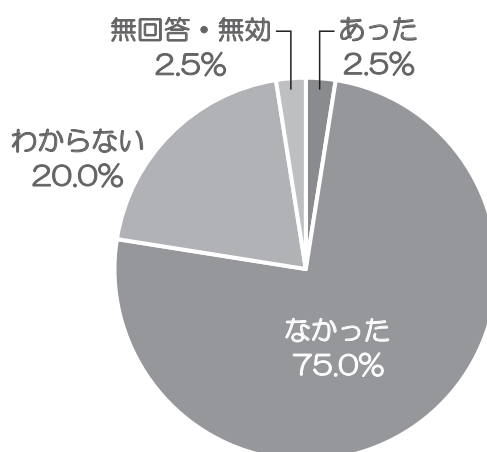
問：支部社協の研修会や福社会活動において、「認知症サポーター養成講座」や「ヘルプマークサポーター研修」などを受講したり、障がいのある人の体験談などを聞いたりする機会がありましたか。



問：あなたは、「認知症サポーター養成講座」や「ヘルプマークサポーター研修」を受講し、またこれらの存在を周知しましたか。



問：あなたの住む地域では、文化の違いなどを理由に、地域の中に溶け込めない外国籍の方について、その方々の生活のしづらさや、困りごと、気持ちを知る取り組みができないかを検討する機会がありましたか。



②相談のできるきっかけづくり

【事業の概要】

生活に困難を抱えるといった問題に直面した際に、さまざまな理由から誰にも相談できず、家族だけあるいはひとりだけで抱え込んでしまうことは少なくありません。また、支援の制度や仕組みがあることがわからず、相談窓口にとどり着けなかったり、必要な支援が受けられなかったりする人もいます。

そこで、地域の中に気軽に相談できる場や機会をつくり、困りごとを抱えた人が孤立したり、ひとりで抱え込んだりしないようなきっかけをつくる必要があります。

【実施状況】

●相談機関や福祉制度に関する質問などを情報提供

市社協に相談窓口を設置するとともに、広報紙や「生活サポートべんり帳」などに各種相談機関や福祉制度に関するよくある質問などを掲載し情報提供しました。

●社会福祉委員研修会を開催

社会福祉委員の役割として、日頃の活動などから支援が必要な住民を発見し、適切な相談機関へつなぐ重要性について研修などにより意識啓発しました。

●「集いの場」の運営を支援

誰でも自由に訪れ、何気ない会話の中で困りごとなどを発見し、住民同士の助け合いや相談機関につなぐことができる居場所づくりとして、「集いの場」を運営する支部社協へ費用の一部を助成しました。

●成年後見制度の出張説明・個別相談会を実施

成年後見制度について、気軽に聞くことができ相談しやすい環境をつくるため、地域や福祉活動団体、福祉事業所、金融機関などへ出向き小単位で説明・相談会を実施しました。

【成果】

民生委員や社会福祉委員が、地域で見守る高齢者などからの相談に対して、市社協への相談を含め適切な相談機関などへつなぐための制度説明や相談窓口などの情報提供をすることができました。

出張説明・個別相談会は、相談者の希望に合わせて参加しやすい日時や相談しやすい雰囲気を実施でき、重点的に説明してほしい要望に個別対応できたことから、成年後見制度の理解をより深めてもらうことができました。

【課題】

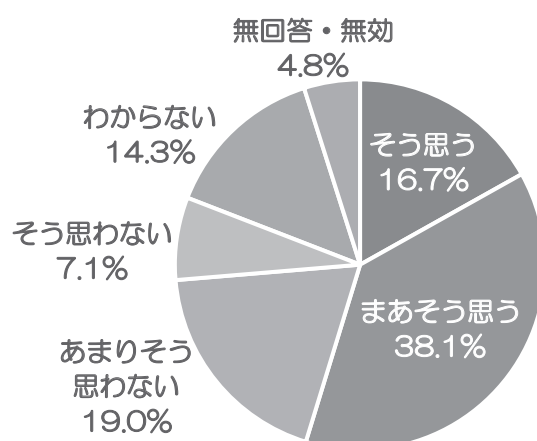
困りごとを抱えていても自ら助けを求めることができない方がいます。

それらの方々が孤立しないように日常生活の中でさり気なく気にする、気に留める、声をかけることで地域住民を見守り、支援が必要な人を発見した場合は適切な相談機関へつなぐなどの社会福祉委員などの役割について、まだまだ各委員へ浸透していません。各種情報の充実に努めるとともにその情報が有効に活用されるよう、福祉活動に携わる地域住民へ日常の見守りの重要性について継続的に意識啓発する必要があります。

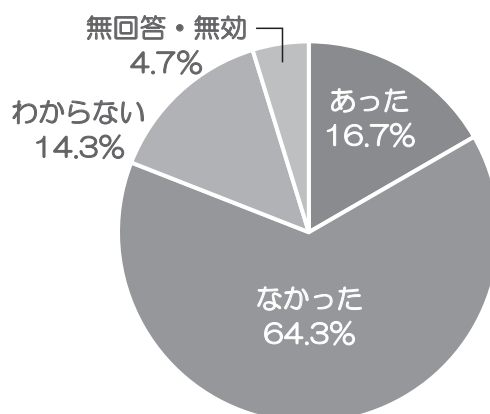
また、「集いの場」を運営する地域や支部社協が少なく、なかなか居場所づくりが広がっていかない状況です。「集いの場」の運営を市内全域に増やすため、課題を整理・検討し地域住民などへ設置を働きかける必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

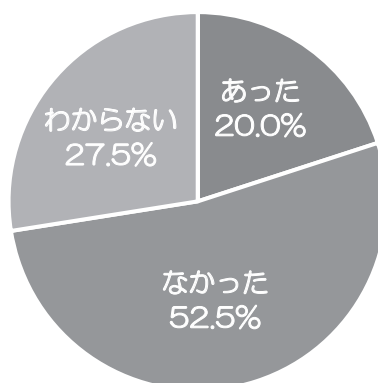
問：地域で行われる行事などに積極的に参加し、民生委員や主任児童委員と地域住民が、お互いに顔の見える関係をつくっていましたか。



問：あなたの住む地域や、支部社協の活動において、年齢や世帯構成を問わず、誰もが気軽に集って話ができる場（集いの場）の設置について検討する機会がありましたか。



問：あなたの住む地域では、地域住民が集まる身近な場所が、相談の場や、困りごとを解決するための機会となるよう検討する機会がありましたか。



③見て見ぬふりをしない意識の醸成

【事業の概要】

他人への干渉を必要以上に避ける人や、他人のことに無関心な人が増えており、これらのことが、地域住民の抱える問題を潜在化させたり、深刻化させたりする原因のひとつになっています。

そのため、自分が住む地域に関心を持ち、困りごとを見つけた時には積極的に関わりを持ったり、相談機関などにつないだりするという意識の醸成を図ることが必要です。

【実施状況】

●キャンペーン「知らんぷりしないで、関わろう!」を実施

地域住民の「放っておけない」という気持ちから解決などに結びついた事例を広報紙やチラシで紹介しました。また、啓発用のミニのぼり旗の設置やグッズの配布、市社協社用車へのシールの貼付などにより「問題を抱えた世帯があっても見て見ぬふりをせず、積極的に関わりを持っていく」という意識啓発に努めました。

●相談窓口などを案内、問題を抱えた方を個別に対応

広報紙やホームページ、冊子、自治会回覧などにより、高齢者や障がい者、子どもなどの福祉に関する制度や相談窓口などの案内を適宜情報提供しました。

また、地域住民の見守りの中から、問題を抱えた人や世帯などの情報提供があった場合は、関係職員が個別に対応しました。

【成果】

これまでに実際にあった事例を広報紙やチラシで紹介したことにより、身近なところにも同じような困りごとを抱えた人や家庭が存在することを伝えることができ、近隣に住む人への関心を持つきっかけをつくることができました。また、地域住民の見守りからの連絡がきっかけとなり、問題が深刻化する前に対処できた事例がありました。

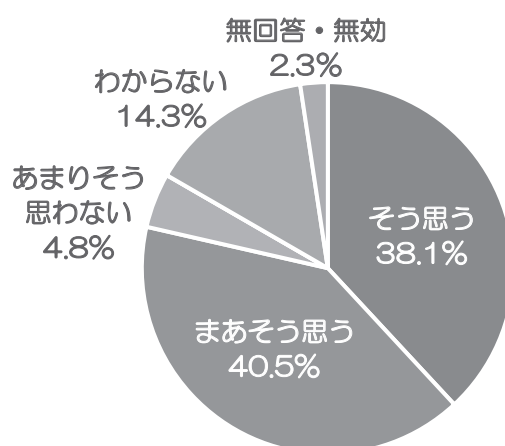
【課題】

キャンペーンの目的を住民に認識していただくための広報について、これまでの啓発方法では広く浸透するまでには至っていないとの意見が多いため、さらに効果的な方法を検討する必要があります。

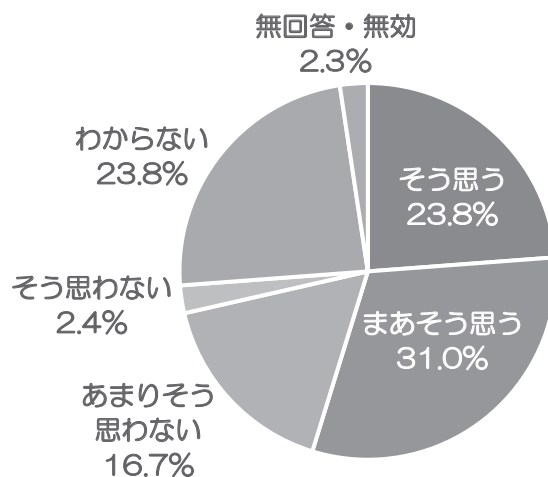
また、積極的に関わりを持つという見守りの意識を醸成するだけでなく、自ら「助けて」と言い出しやすい環境づくりも重要です。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

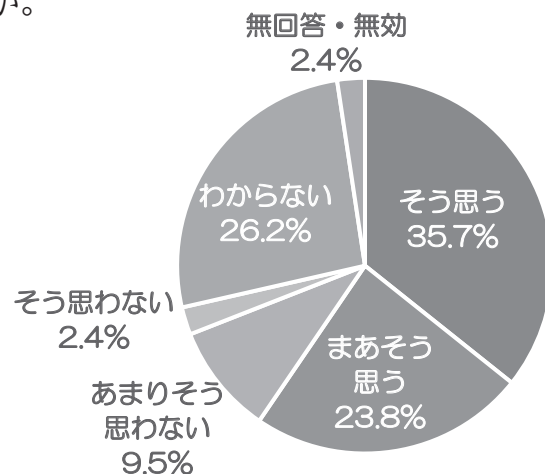
問：困りごとや問題を抱えた人や世帯は身近にあり得ること、また、いじめや虐待、DVなどは身近に起こり得ることだと認識していましたか。



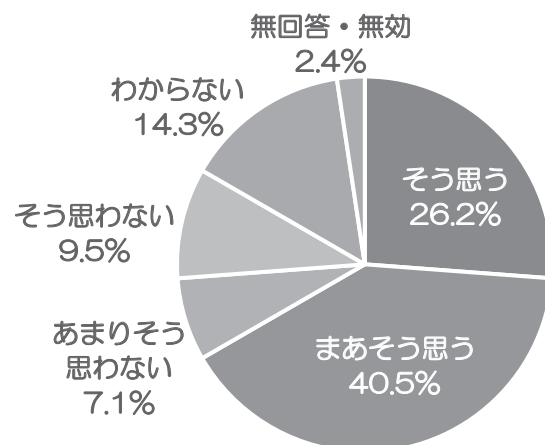
問：困りごとや問題を抱えた世帯、いじめ、虐待、DVなどを見たら、見て見ぬふりをせずに関わっていましたか。



問：困りごとや問題を抱えた人や世帯を、必要に応じて公的な機関等につなぎ、地域で困っている人に相談窓口などの必要な情報を伝えていましたか。



問：つなぎ先（相談先）となる公的機関や、相談窓口についての情報を収集していますか。



④避難行動要支援者への配慮

【事業の概要】

最近の災害、とりわけ風水害を見ると、自力での避難が困難な高齢者や障がい者などが犠牲となったケースが多く見られます。災害時にこうした避難行動要支援者を守るためには、避難行動要支援者本人も含めた「自助」を前提に、近隣住民による避難誘導や安否確認が行われることが有効です。

そのため、平素から地域の中でのつながりづくりを通じた、避難行動要支援者の支援体制づくりを進めていくことが必要です。

【実施状況】

●「自助」「共助」「公助」の理解を促進

災害発生時の住民自身による「自助」や、近隣住民による「共助」などを理解していただき、具体的な行動や災害に備えるため「今できること」について広報紙へ掲載しました。

●避難行動要支援者に対して地域でできることを意識啓発

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者に対する安否確認や速やかな避難誘導のために、近隣住民などの日頃からの見守りや声かけなどによる顔の見える関係を続けることや、災害時の役割分担や支援行動などについて地域でできることを検討していただけるように、「福社会活動ガイドライン」や「見守り活動ポケットガイド」（岐阜県社協発行）を民生委員や社会福祉委員などへ配付しました。

●支部社協メニュー事業で活動費を助成

災害に関する体制づくりを地域住民で進められるように、「災害時に備えた支援体制づくり事業」をメニュー事業として活動費の助成を継続し、支部社協で取り組める体制を整えました。

【成果】

一部の支部社協では、「災害時に備えた支援体制づくり事業」を実施し、地域の防災訓練で避難行動要支援者の安否確認や避難誘導の方法について研修されるなど、地域住民による支援体制づくりに対する意識を高める機会を設けることにつながりました。

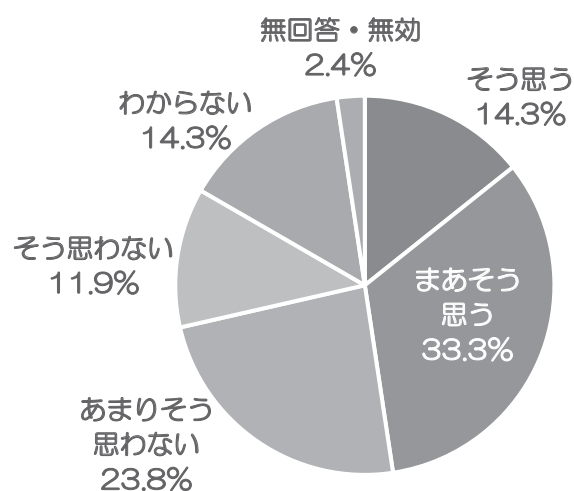
この他にも、自治会や民生委員などで、安否確認や避難行動要支援者について話し合う機会が設けられた地域もありましたが、市内全域で取り組まれるまでには至っていません。

【課題】

避難行動要支援者の把握、災害発生時の安否確認、避難誘導の役割や手順などを定めることにより、地域住民が迅速に支援行動できるよう支援計画の作成などを地域に働きかけましたが、計画などの整備は浸透していません。引き続き、避難行動要支援者の安心につながる支援体制づくりを地域へ働きかける必要があります。

【「地域住民・支部社協等の具体的な取り組み」の実施状況等アンケート】

問：あなたの住む地域では、いざという時に声かけや避難誘導ができるよう、地域住民同士のつながりづくりを進めていましたか。また、自ら避難することが困難な人とは、日頃からの見守り・声かけ活動で関係をつくるとともに、災害時に備えた支援策について、福社会や自治会、支部社協などの単位で話し合われていましたか。



（２）第５期活動計画の計画期間について

第３期市計画が、令和６年度から１０年度の５年間を計画期間としているため、市計画と連携する第５期活動計画については、令和７年度から１１年度の５年間を計画期間とします。

○活動計画と市計画の計画期間

	令和 ６ 年度	令和 ７ 年度	令和 ８ 年度	令和 ９ 年度	令和 １０ 年度	令和 １１ 年度	令和 １２ 年度
第４期活動計画	→ 計画期間						
第５期活動計画	■ ■ ■ ●	●	●	●	●	●	●
	策定作業			計画期間			
第６期活動計画					■ ■ ■ ■ ■ ●	●	●
					策定作業		計画期間
市計画（地域福祉計画）	●		第３期			第４期	
	●	●	●	●	●	●	●

（３）課題等の市計画との共有について

活動計画は、市計画の理念やビジョンを踏まえ、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示すものです。そのため、第３期市計画の策定にあたり把握された地域の現状や、明らかにされた福祉課題を共有して策定しました。

また、市計画では５つの基本目標を掲げ、その目標を達成するための２０の具体的施策が示され、それぞれの施策に「市民の取り組み」「地域の取り組み」「市・社会福祉協議会等の取り組み」が示されています。

この活動計画では、それらをより具体化したものを「地域住民、支部社協等の具体的な取り組み」「市社協の具体的な取り組み」としています。

第2章 地域福祉活動計画の内容

この活動計画は、羽島市において地域福祉を推進していく上での基本的な考えとなる「基本理念」と、この基本理念を実現し、地域のさまざまな生活課題を解決するために取り組む「取り組み目標」で構成されています。

なお、「取り組み目標」の中に、地域住民・支部社協等が取り組むことと、市社協が取り組むことを「具体的な取り組み」として示しています。

1 基本理念

羽島市が策定した市計画では、「みんなで創る 地域共生のまち はしま」を基本理念として掲げ、地域福祉の推進がなされています。

この活動計画においては、これまでの市の施策に基づいた地域福祉を推進していけるよう、市計画の基本理念と統一した第4期活動計画の理念「**みんなで創る 地域共生のまち はしま**」を引き継ぐこととします。

少子高齢化の更なる進行や、核家族や単身世帯の増加などを背景に、ますます地域住民や家族同士の支え合い、助け合いが重要になります。こうした中で「支え手」や「受け手」という関係を超えて、誰もが自分の役割を持ち、お互いが存在を認め合い支え合うことで、孤立せずに地域とつながりながら自分らしい生活を送ることができる地域共生のまちを創っていきたいという想いが、この基本理念に込められています。

2 取り組み目標

第4期活動計画では、基本理念「みんなで創る 地域共生のまち はしま」の実現を目指し、4つの取り組み目標を定めました。第5期活動計画においても、これまでの地域福祉のさまざまな取り組みとの継続性や整合性の観点から、引き続き次の4つを取り組み目標としました。

取り組み目標1「地域で見守る・交流する」

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、地域の中で人と人とのつながりをつくり、地域住民同士が顔見知りになり、普段から交流を持つことが大切です。地域住民同士が日頃から世代を超えてふれあい・交流できる場づくりや、さりげない見守りにつながる機会づくりを推進し、見守り・交流できる地域づくりをみんなで目指します。

取り組み目標2「地域で学び・考える」

誰もが暮らしやすい地域をつくるためには、自分や家族が抱える問題だけでなく、同じ地域に暮らす人の問題や、自分が暮らす地域の福祉課題に関心を持つことが必要です。一人ひとりが地域の課題を「我が事」として受け止められるよう、地域における学びの機会づくりを推進し、学び・考えることができる地域をみんなで目指します。

取り組み目標3「地域で力を出し合う」

地域住民が抱える悩みごとや困りごとの中には、高齢・障がい・子育て・生活困窮などに対する複数分野の問題が複合的に絡み合っているものもあります。このような状況においては、さまざまな機関・団体・個人が単独で活動するのではなく、分野の枠を超えて連携し、課題を解決していくことが求められています。それぞれの専門性や強みを生かした取り組みができるよう、地域住民や各種機関・団体などが連携して活動できる地域づくりをみんなで目指します。

取り組み目標4「地域で支え合う」

社会構造の変化や、価値観やライフスタイルが多様化することで、日常生活上の困りごとを解決することが難しい人が増えています。住み慣れた地域でいきいきと暮らしていくためには、地域ぐるみで課題を解決していくことが必要です。誰もが役割を持ち、自分らしく活躍できることを推進し、住民同士で支え合える地域づくりをみんなで目指します。

3 計画の体系

基本理念	取り組み目標	具体的な取り組み
みんなで創る 地域共生のまち はしま	1 地域で見守る・交流する	①住民同士がふれあい・交流できる場の充実
		②顔の見える関係づくり
		③安心・安全のためのつながりづくり
	2 地域で学び・考える	①福祉共育を通じた支え合いや助け合い意識の醸成
		②福祉の制度を知り・伝える
		③権利を守る仕組みについて知る・学ぶ
		④災害時の自助・共助意識を高める
	3 地域で力を出し合う	①支援の必要な人を小地域単位で見守る
		②多機関で協働できる体制づくり
		③ボランティア活動の機会を増やす
		④各種団体が連携できる機会の創出
	4 地域で支え合う	①認め合い支え合う意識づくり
		②相談のできるきっかけづくり
		③見て見ぬふりをしない意識の醸成
		④地域福祉を推進する人材づくり

4 具体的な取り組み

2で示した4つの「取り組み目標」を達成するため、重点的に取り組む15の「具体的な取り組み」を掲げました。

これらの取り組みは、市計画の20の具体的施策において示された「市民の取り組み」「地域の取り組み」「市・社会福祉協議会等の取り組み」をもとに作成・集約したものです。

取り組み目標1「地域で見守る・交流する」

＜具体的な取り組み＞

①住民同士がふれあい・交流できる場の充実

羽島市の調査によれば、市内の世帯数は増加傾向にありますが、ひとり暮らしや夫婦のみの世帯割合が増えていることから、世帯あたりの人数は減少傾向です。こうしたことから、地域内や世代間の交流の機会が減り、地域住民同士のつながりの希薄化が懸念されます。

そのため、日常的に地域住民同士がふれあう機会や、世代を超えて交流できる場を充実していくことが必要です。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・誰もが気軽に集い、いつでも自由な時間を過ごすことができる場について検討します。
- ・支部社協などで幅広く地域住民に声をかけて行事などを行う時には、初めて地域の行事に参加する人や若い世代など、地域のことをあまり知らない人も参加していることを意識し、こうした人たちが継続して地域の活動に参加できるような環境づくりに努めます。
- ・地域で活動する老人クラブと子ども会が交流したり、一緒に活動したりする機会をつくることで、子どもの保護者など若い世代が地域の活動に参加するきっかけをつくれます。



市社協の具体的な取り組み

- ・高齢者や障がい者、子育て中の人、子どもなどが気軽に集い、いつでも自由な時間を過ごすことができる場に関する話し合いの呼びかけや、先進的な取り組みに関する情報提供などを行います。

- ・ひとり暮らし高齢者の孤立や閉じこもりを予防するために実施しているふれあいサロン活動が、地域で継続できるように運営費の助成などを行います。

【対応する市計画の具体的施策】

「自治会活動の活性化」「地域間交流の促進」

②顔の見える関係づくり

住み慣れた地域で安心して生活していくためには、住民同士が支え合い、助け合って生活していくことが必要です。また、日頃からふれあいや交流を通じて親交を深めたり、お互いに関心を持ちあったりすることが大切です。

そのため、さまざまな世代の人が集い、交流する機会に積極的に参加するなどして、あいさつや声かけなどを通して顔の見える関係を築いていくことが望まれています。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・住民同士が顔見知りになれるように、近くの人や常にかう人と日頃からあいさつを交わし、声かけをするように心がけます。また、地域で行事や会合などが行われる場合は誘い合って参加するなどして住民同士のつながりをつくるように心がけます。
- ・支部社協などで行事を行う時には、一部の役員や団体だけに声をかけるのではなく、幅広く呼びかけるようにして多くの人の顔が見える機会をつくるように努めます。
- ・自分が住む地域に興味関心を持ち、近所の人や知り合いの人と誘い合って自治会活動などに積極的に参加します。



市社協の具体的な取り組み

- ・ 世代を超えて参加者が集まりやすい催しや学習会のテーマ、その内容について調査した結果を支部社協に情報提供するとともに、共通のことに興味がある多世代の人を主体とした事業が実施できないかを検討します。
- ・ 地域の連帯感を強めるため、あいさつを誰もが気軽にできる環境をつくるための意識啓発に努めます。

【対応する市計画の具体的施策】

「自治会活動の活性化」「顔の見える地域づくりの促進」

③安心・安全のためのつながりづくり

安心・安全のまちを実現するためには、地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守る」という防犯意識を持つだけでなく、犯罪の被害に遭わないように、日頃から互いに気にかけてあったり声をかけあったりすることも大切です。

そのため、地域で人と人とのつながりをつくり、地域住民同士が顔見知りになり、普段からの交流を深めることが必要です。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・ 住民同士が顔見知りになることで、ゆるやかなつながりを構築していけるように、近くの人や常に会う人と日頃からあいさつを交わし、声かけをするように心がけます。
- ・ 地域で行事や会合などが行われる場合は誘い合って参加するなどして、住民同士のつながりをつくれます。
- ・ 支部社協の研修会や福祉会活動などで防犯について学びます。そして、学んだことを実行するとともに、周囲の人たちへも積極的に伝えます。



市社協の具体的な取り組み

- ・ 自然発生的な人と人とのつながりや支え合いなど、ゆるやかなつながりに関する情報提供を行います。
- ・ 広報紙への掲載などを通じて悪質商法や犯罪に関する情報を周知し、消費者被害や犯罪被害の予防に関する知識の普及啓発を図ります。

【対応する市計画の具体的施策】

「犯罪のないまちづくりの推進」



取り組み目標2「地域で学び・考える」

＜具体的な取り組み＞

① ^{ともい}福祉共育を通じた支え合いや助け合い意識の醸成

地域に住む住民一人ひとりがお互いに思いやり、支え合い、助け合って暮らしていくために、大人から子どもまでの幅広い年代の人たちとの交流や体験を通じて、福祉の心を共に学び、共に育むことが「福祉共育」です。

地域でのさまざまな人との関わりの中で、子どもの頃から、支え合いや助け合いの意識を醸成できる環境づくりをしていくことが必要です。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・支部社協の取り組みの中に、高齢者の優れた特技や経験を、若い人や子どもたちへ教えたり話したりする機会をつくれます。
- ・地域に福祉施設などがあれば、地域住民との交流活動などの取り組みについて検討します。
- ・地域で行われている活動の中で、大人と子どもが交流する取り組みについて検討します。
- ・地域で見つけた福祉課題を解決するために、地域住民として取り組めることについて考えます。



市社協の具体的な取り組み

- ・学校や支部社協、福祉会などからの依頼があれば、ボランティアとともに福祉体験を実施したり、内容に応じて講師を紹介したりします。
- ・「みんなで学ぶ福祉体験講座」などを実施し、大人と子どもが一緒に福祉を学べる機会などを設けます。

- ・地域で見つけた福祉課題を解決するための取り組みについての相談があれば、具体的な活動につながるように支援します。
- ・障がい者スポーツを通して福祉への理解を深められるように、支部社協の事業やふれあいサロン活動などで活用できる貸出備品の整備や、体験できる機会などの提供に努めます。

【対応する市計画の具体的施策】

「福祉共育の充実」「地域福祉を推進する人材の養成」

②福祉の制度を知り・伝える

最近の福祉に関する制度は、短い周期で大きく変わっていくという特徴があります。このような状況においては、各種相談機関などからさまざまな方法で提供される福祉に関する情報を積極的に入手し活用していくことが重要になります。

そのため、こうした情報を身近な人や、地域で困りごとを抱えている人にも伝えるなど、情報を受け取るだけでなく発信していくことも必要です。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・羽島市の広報紙「広報はしま」や、市社協の広報紙「社協はしま」を熟読したり、ホームページやSNSなどを活用したりして福祉に関する情報を積極的に入手するように心がけます。
- ・入手した福祉に関する情報は、身近な人と共有します。
- ・支部社協の研修会や福祉会活動、ふれあいサロン活動などで、福祉サービスについて学びます。そして、学んだことは必要に応じて周囲の人たちへも伝えていきます。
- ・福祉サービスに関する情報が必要な状況にもかかわらず、情報が届いていない人や、自ら情報を入手することが困難な人が適切な福祉サービスを利用できるように目配りをします。



市社協の具体的な取り組み

- ・ 広報紙「社協はしま」を読みやすく、また、分かりやすいものにするだけでなく、幅広い年代の人に読んでもらえるように努めます。
- ・ 福祉サービスが必要になった時に適切に利用できるように、また、各種福祉サービスに興味関心を持てるように学びの機会を設ける活動を支援します。
- ・ 支部社協や福祉会、ふれあいサロンなどで福祉サービスに関する学習活動ができるように、講師の紹介や出前講座などの情報提供を行います。
- ・ 学習活動などで活用できる各種福祉サービスに関する情報や、福祉サービス事業所などについての情報提供を行います。

【対応する市計画の具体的施策】

「生活に困難を抱える方への支援」 「各種福祉サービスの充実」
「情報提供の充実」

③権利を守る仕組みについて知る・学ぶ

高齢者や障がい者の中には、自分の生活に必要な福祉サービスをはじめとするさまざまな契約について判断をしたり、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行ったりすることに不安や困難がある人がいます。

こうした人たちが、安心して生活を送るための制度や仕組みを知るとともに、一人ひとりが、判断能力があるうちに、自らの意思を伝えられなくなった後のことを考えておくことも大切です。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・ 支部社協の研修会や福祉会活動、ふれあいサロン活動などで、成年後見制度などの権利擁護の制度や仕組みについて学びます。また、こうした制度の利用促進を図るため、学んだことは身近な人と共有します。

- ・自分のことを自分で決めるとともに、自分の意志を伝えられなくなった場合に備えて、あらかじめ家族などへ意思を伝える機会を設けたり、エンディングノートを作成したりするなど、自らの意思の伝え方を考えます。



市社協の具体的な取り組み

- ・支部社協や福祉会、ふれあいサロンなどが、権利擁護の制度や仕組みについての学習活動ができるように情報提供を行います。
- ・広報紙やホームページなどのさまざまな手段や機会を活用し、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの情報提供を行います。
- ・成年後見制度の利用促進や、地域連携ネットワークの機能の充実に努めます。
- ・日常生活自立支援事業を実施し、判断能力が低下した人に対して、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどのサービス利用支援と、それに付随した金銭管理を行います。

【対応する市計画の具体的施策】

「権利擁護の支援体制の構築」

④災害時の自助・共助意識を高める

大規模な地震による被害だけでなく、集中豪雨などにより毎年のように各地で被害が発生しています。このように、災害はいつどこで発生するかわかりません。また、災害が発生した時には、自分の生命は自分で守ることや、地域住民同士で助け合うなどの意識を持つことが必要です。

そのため、一人ひとりが防災意識を高め、災害について正しい知識を身に付け、普段から防災活動に取り組むとともに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の支援体制づくりをするなどして災害に備えることが重要です。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・支部社協の研修会や福社会活動などで災害について学び、災害は他人事ではないことを認識します。また、防災訓練などがあれば積極的に参加し、災害が起きた際にどう対応すべきかについて考えます。
- ・研修会で学んだことや防災訓練で経験したことなどを地域の人に伝え、研修や訓練に参加しない人や参加できない人とも情報を共有します。
- ・いざという時に声かけや避難誘導ができるように、地域住民同士のつながりづくりを進めます。また、自ら避難することが困難な避難行動要支援者へは、日頃からの見守り・声かけ活動で関係を築くとともに、災害時に備えた支援策について、自治会や支部社協、福社会などで話し合います。

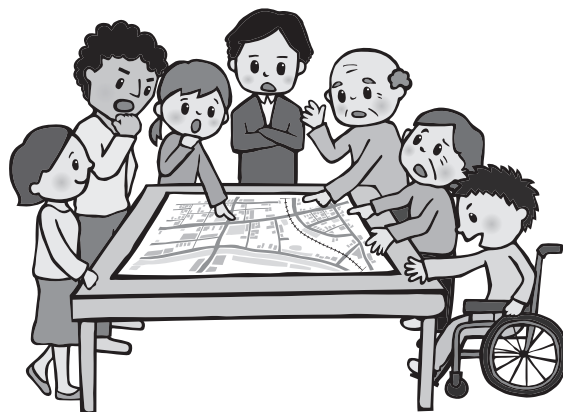


市社協の具体的な取り組み

- ・広報紙への掲載などを通じて、災害時には自分の生命は自分で守る「自助」や、地域住民同士で助け合う「共助」の必要性を伝えます。
- ・避難行動要支援者の個別支援に係る地域活動を支援します。

【対応する市計画の具体的施策】

「緊急・災害対策の充実」



取り組み目標3「地域で力を出し合う」

<具体的な取り組み>

①支援の必要な人を小地域単位で見守る

個人情報やプライバシーの保護、近所同士のつながりの希薄化、地域への無関心などによって、支援を必要としている人の声をじゅうぶんに受け止められない状況があります。

地域住民同士が情報共有・協力しながら、支え合い、助け合える環境づくりを進めるため、支援の必要な人を小地域単位で見守り、必要に応じて関係機関などへつなぐことができるネットワークを構築することが必要です。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・ 福祉会活動などで、民生委員が行う友愛訪問活動や支部社協が行うふれあい訪問活動など、地域住民が行う各種見守り活動の対象者について情報共有し、活動している人同士が連携して見守り活動できる体制（見守りネットワーク）づくりに努めます。
- ・ 福祉会活動などで、見守り活動を通して発見した福祉ニーズについて、その解決に向けてどんな仕組みを使えば良いのか、またどんな仕組みを作れば良いのかということを考えます。
- ・ 見守り活動には、福祉関係者など特定の人だけでなく、日常的に関わりのある近隣住民や友人、趣味の仲間といった人たちにも参画してもらえるように働きかけます。



市社協の具体的な取り組み

- ・ 福祉会活動などで、見守り活動している人同士が連携して活動する体制（見守りネットワーク）づくりができるように支援します。
- ・ 福祉関係者だけでなく、近隣住民や友人など日常的に関わりのある人たちにも、見守りや支え合い意識の醸成に努めます。

【対応する市計画の具体的施策】

「地域住民による見守りネットワークづくり」
「地域包括ケアシステムの深化・推進」

②多機関で協働できる体制づくり

複合的かつ複雑な福祉課題や制度の狭間にある課題などは、身近な相談機関だけでは対応が困難なこともあります。

そのため、複雑かつ多様化する福祉課題を、多機関で協働して包括的に受け止められる相談支援体制を整備していく必要があります。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・平素から各種福祉サービスに関心を持ち、相談機関や相談窓口についての情報を積極的に入手するように心がけます。また、入手した情報は身近な人と共有します。
- ・福祉に関する困りごとがあるときには、民生委員や社会福祉委員、市役所や市社協などの機関に相談します。また、こうしたことを自分の周りの人たちにも伝えます。



市社協の具体的な取り組み

- ・広報紙やホームページなどのさまざまな手段や機会を活用し、福祉に関する相談機関や相談窓口についての情報を提供します。
- ・複合的な課題や、制度の狭間にある課題を抱えた人からの相談に対応するため、多機関による包括的な支援体制の構築に協力します。
- ・高齢者、障がい者、子どもの各分野を担う社会福祉法人と連携・協働して地域課題などに取り組みます。

【対応する市計画の具体的施策】

「相談支援体制の拡充」「重層的支援体制の構築」

③ボランティア活動の機会を増やす

メンバーの高齢化や会員の減少、活動費の確保などを課題とするボランティアグループが多数あります。

一方で、羽島市の調査では、約2割の人が「ボランティア活動にまったく参加したことはないが、今後は参加したい」と回答しています。

そのため、ボランティアやボランティアグループが継続して活動できるように支援するとともに、より多くの人がボランティア活動に参加できるように情報や機会を提供することが求められています。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・支部社協の研修会や福祉会活動などで、ボランティア活動をしている人からその魅力や楽しさについての話を聞く機会をつくります。そして、学んだことは、必要に応じて周囲の人たちへも伝えます。
- ・ボランティア活動をしている人は、初めて参加する人が参加しやすい雰囲気をつくったり、参加者の間口を広げる工夫をしたりします。また、ボランティア活動の魅力や楽しさをPRすることに努め、多くの人がボランティア活動に取り組むきっかけをつくります。
- ・職業上持っている専門的な知識や技術、培った経験などがある人は、それらのスキルをボランティア活動や地域福祉の推進に活用するように心がけます。



市社協の具体的な取り組み

- ・広報紙やホームページなどのさまざまな手段や機会を活用し、地域で活動しているボランティアを紹介したり、ボランティア活動についての情報を提供したりします。

- ・支部社協や福祉会などが、ボランティア活動に関する学習活動ができるように情報提供を行います。
- ・ボランティア活動を継続したり、より積極的な活動をしたりするためのきっかけとなるような仕組みづくりや活動グループの支援方法について検討します。

【対応する市計画の具体的施策】

「ボランティア・NPO活動等への支援」「地域福祉を推進する人材の養成」

④各種団体が連携できる機会の創出

地域ではさまざまな団体が、地域の課題を解決することや、魅力あるまちづくりを進めることなどを目的に活動しています。こうした団体は、特にその分野についての知識や技術、ネットワークを持っていることから、地域の福祉課題を解決していくための大きな力となります。

そのため、さまざまな団体との連携を図ることや、活発な活動ができるように支援することが求められています。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・地域活動に取り組むさまざまな団体と連携し、効果的な活動につながるような体制づくりに努めます。
- ・地域で活動しているさまざまな団体の取り組みについて、地域住民に効果的にPRする方法を検討し、多くの人が興味関心を持てるように努めます。
- ・支部社協などで行事を行う時には、一部の役員や団体だけに声をかけるのではなく、幅広く呼びかけるように努めます。さらに、初めて参加する人が参加しやすい環境をつくったり、参加者の間口を広げる工夫をしたりすることで、いろいろな立場の人が地域活動に取り組むきっかけをつくれます。



市社協の具体的な取り組み

- ・地域で活動しているさまざまな団体の取り組みについて、情報を収集し広報紙やホームページなどを活用して情報発信するなど、地域住民の地域活動への参加を促進します。
- ・さまざまな団体の円滑な活動を支援するため、同様の活動目的であれば、他の団体と連携することにより、担い手の負担軽減や効果的な活動につながるような仕組みづくりについて検討します。
- ・さまざまな目的で活動する団体同士が連携し、新たな活動を展開することで地域課題の解決につながるような取り組みを支援します。
- ・各種の福祉分野を担う専門性を持った社会福祉法人と連携し、地域貢献や公的サービスとの狭間にある地域課題などに取り組みます。

【対応する市計画の具体的施策】

「地域活動団体の活動支援」 「重層的支援体制の構築」



取り組み目標4「地域で支え合う」

＜具体的な取り組み＞

①認め合い支え合う意識づくり

これからの地域福祉は、支え合いが「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、住民それぞれが役割を持ち、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現が期待されています。

そのため、地域にはさまざまな人が暮らしていることを認め合い、それぞれの人らしさを尊重し、人や資源が世代や分野を超えてつながり支え合っていくことが必要です。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・支部社協の研修会や福祉会活動などで、障がい者のことや障がい福祉サービスのことについて学んだり、障がい者と交流したりする機会をつくれます。
- ・支部社協の研修会や福祉会活動などで、「認知症サポーター養成講座」や「ヘルプマークサポーター研修」などを受講したり、体験談を聞いたりする機会をつくれます。
- ・支部社協の広報紙などを活用し、上記の取り組みについて地域住民に周知するとともに、地域にある障がい福祉サービス事業所のことや、認知症サポーター、ヘルプマークサポーターなどの存在を地域住民に広く知らせるように努めます。
- ・文化の違いなどを理由に、地域に溶け込めない外国籍の人がいれば、その人の生活のしづらさや、困りごと、気持ちを知らするための取り組みができないかを検討します。



市社協の具体的な取り組み

- ・支部社協や福祉会などで、障がい者に関することや認知症に関することについて学習活動ができるように、講師の紹介や出前講座などの情報提供を行います。

- ・ 広報紙やホームページなどを活用し、認知症サポーターやヘルプマークサポーターなどの存在を地域住民に広く周知します。
- ・ 高齢者や障がい者など、移動が困難な人の移動手段の確保に関する課題について、地域活動などにつながるように働きかけます。
- ・ 外国籍の人が抱える福祉課題などの把握に努め、支部社協や福祉会などへ情報提供し、その課題解決に向けた地域活動などについて一緒に考えます。

【対応する市計画の具体的施策】

「公共交通・移動手段の整備」「地域住民の認め合い・支え合い意識の醸成」

②相談のできるきっかけづくり

生活に困難を抱えていても、さまざまな理由から誰にも相談できず、家族だけあるいは一人だけで抱え込んでしまうことは少なくありません。また、支援の制度や仕組みがあることが分からず、相談窓口にたどり着けなかったり、必要な支援が受けられなかったりする人もいます。

そこで、地域に気軽に相談できる場や機会をつくり、困りごとを抱えた人が孤立したり、ひとりで抱え込んだりしないようなきっかけをつくる必要があります。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・ 地域で行われる行事などに積極的に参加し、民生委員や主任児童委員などと地域住民が、お互いに顔の見える関係をつくれます。
- ・ 年齢や世帯構成を問わず、誰もが気軽に集って話ができる場（集いの場）の設置について検討します。
- ・ 集いの場が、地域住民の身近な相談の場や、困りごとをキャッチする場となるように検討します。



市社協の具体的な取り組み

- ・ 広報紙やホームページなどのさまざまな手段や機会を活用し、相談窓口や問題解決に役立つ情報を提供します。
- ・ 生活に困難を抱える人やひきこもりの人が抱える問題について、誰もが我が事として捉えられるきっかけづくりについて検討します。
- ・ 生活に困難を抱える人などが、身近なところで相談できる体制づくりを目指します。
- ・ 困りごとを言い出せずに抱え込んでしまう人をなくすため、住民同士のつながりや地域活動などにおいて、困りごとの話しやすい雰囲気づくりについて意識啓発します。

【対応する市計画の具体的施策】

「生活に困難を抱える方への支援」「地域間交流の促進」
「地域包括ケアシステムの深化・推進」「重層的支援体制の構築」

③見て見ぬふりをしない意識の醸成

他人への干渉を必要以上に避ける人や、他人のことに無関心な人が増えており、これらのことが地域住民の抱える問題を潜在化させたり、深刻化させたりする原因のひとつになっています。

そのため、自分が住む地域に関心を持ち、困りごとを見つけた時には積極的に関わりを持ったり、相談機関などにつないだりするという意識の醸成を図ることが必要です。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・ 困りごとや問題を抱えた人や世帯は身近にあり得ること、また、いじめや虐待、DVなどは身近に起こり得ることだと認識します。

- ・困りごとや問題を抱えた人、いじめ、虐待、DVなどを見たら、見て見ぬふりをせずに関わります。
- ・必要に応じて公的な機関などにつながります。また、地域で困っている人に相談窓口などの必要な情報を伝えます。
- ・つながり先となる公的機関や相談窓口についての情報を収集します。



市社協の具体的な取り組み

- ・困りごとや問題を抱えた人や世帯があったら、見て見ぬふりをせず積極的に関わるという意識の啓発に努めます。
- ・広報紙やホームページなどを活用し、福祉に関する相談窓口や問題解決に役立つ情報を提供します。
- ・困りごとや問題を抱えた人や世帯、虐待やDVについて情報提供があれば、関係機関と情報共有に努めるなどして連携を図ります。

【対応する市計画の具体的施策】

「いじめ、虐待、DV防止対策の推進」「生活に困難を抱える方への支援」

④地域福祉を推進する人材づくり

地域福祉に求められている人材は、民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉委員などの役員のみではありません。住民一人ひとり、大人も子どもも地域福祉の推進役です。

前述のとおり、羽島市の調査では約2割の人が「今後はボランティア活動に参加したい」と回答していることから、地域福祉活動などに取り組む人材を確保するため、この思いを具体的な行動につなげ活躍できる仕組みづくりが必要です。



地域住民・支部社協等の具体的な取り組み

- ・地域に住む誰もが福祉の担い手であり受け手となる地域福祉という考えに基づいた福祉活動に取り組みます。
- ・地域で見つけた福祉課題を解決するために、地域住民として取り組めることについて考えます。
- ・地域に密着した情報伝達手段を活用し、地域福祉活動やボランティア活動などの情報を提供し、活動に興味を持つきっかけづくりに努めます。
- ・子どもの地域福祉への意識を育むため、大人が地域福祉活動やボランティア活動に積極的に取り組む姿勢を示すように努めます。



市社協の具体的な取り組み

- ・大人も子どもも、すべての住民が地域福祉を推進する人材であるという意識啓発に努めます。
- ・地域の福祉課題を解決するための取り組みに関する相談があれば、具体的な活動につながるように支援します。
- ・継続的に活動するボランティアのみではなく、活動依頼内容に応じて一時的に活動できるボランティアのマッチング方法を検討します。
- ・現在はボランティア活動をしていないが、今後活動したいと考えている住民に対して、活動につなげられるような仕組みづくりを検討します。
- ・中学生や高校生などのボランティア活動を促進するため、効果的な情報提供やマッチング方法などを検討します。

【対応する市計画の具体的施策】

「地域福祉を推進する人材の養成」 「地域包括ケアシステムの深化・推進」
「重層的支援体制の構築」

5 市計画の具体的施策との対応

いじめ、虐待、DV防止対策の推進
4－③見て見ぬふりをしない意識の醸成
生活に困難を抱える方への支援
2－②福祉の制度を知り・伝える 4－②相談のできるきっかけづくり 4－③見て見ぬふりをしない意識の醸成
緊急・災害対策の充実
2－④災害時の自助・共助意識を高める
犯罪のないまちづくりの推進
1－③安心・安全のためのつながりづくり
公共交通・移動手段の整備
4－①認め合い支え合う意識づくり
各種福祉サービスの充実
2－②福祉の制度を知り・伝える
権利擁護の支援体制の構築
2－③権利を守る仕組みについて知る・学ぶ
自治会活動の活性化
1－①住民同士がふれあい・交流できる場の充実 1－②顔の見える関係づくり
地域活動団体の活動支援
3－④各種団体が連携できる機会の創出
ボランティア・NPO活動等への支援
3－③ボランティア活動の機会を増やす
顔の見える地域づくりの促進
1－②顔の見える関係づくり

地域住民の認め合い・支え合い意識の醸成
4－①認め合い支え合う意識づくり
地域間交流の促進
1－①住民同士がふれあい・交流できる場の充実 4－②相談のできるきっかけづくり
福祉共育の充実
2－①福祉共育を通じた支え合いや助け合い意識の醸成
地域福祉を推進する人材の養成
2－①福祉共育を通じた支え合いや助け合い意識の醸成 3－③ボランティア活動の機会を増やす 4－④地域福祉を推進する人材づくり
地域住民による見守りネットワークづくり
3－①支援の必要な人を小地域単位で見守る
相談支援体制の拡充
3－②多機関で協働できる体制づくり
情報提供の充実
2－②福祉の制度を知り・伝える
地域包括ケアシステムの深化・推進
3－①支援の必要な人を小地域単位で見守る 4－②相談のできるきっかけづくり 4－④地域福祉を推進する人材づくり
重層的支援体制の構築
3－②多機関で協働できる体制づくり 3－④各種団体が連携できる機会の創出 4－②相談のできるきっかけづくり 4－④地域福祉を推進する人材づくり

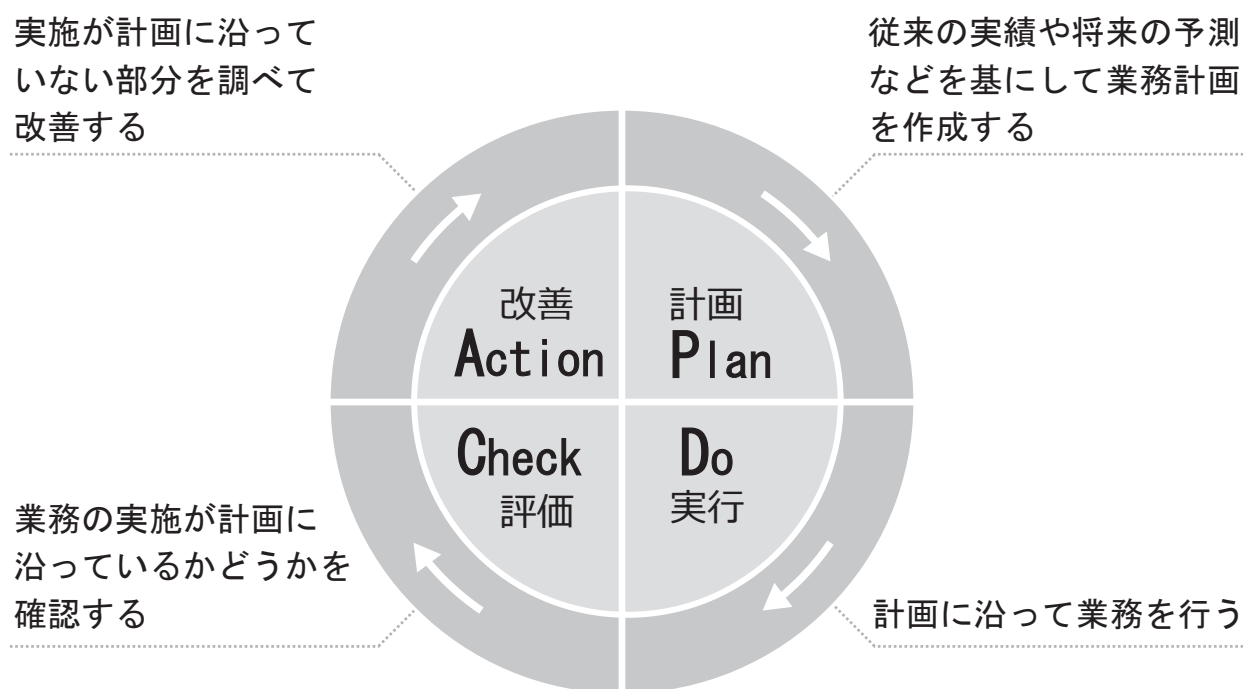
※表中の番号は、43ページ「3 計画の体系」の番号に対応しています。

6 計画の進捗管理

この計画に掲げた「地域住民、支部社協等の具体的な取り組み」がどの程度地域で受け入れられ実践されているのかを確認するとともに、「市社協の具体的な取り組み」の進捗について評価・点検します。

進捗管理については、「計画」(Plan)、「実行」(Do)、「評価」(Check)、「改善」(Action) を繰り返す「PDCAサイクル」の考え方に基づき実施します。

PDCAサイクルのイメージ



資料編

第5期羽島市地域福祉活動計画策定経緯

令和6年	2月16日	地域福祉活動推進委員会において、「第5期羽島市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱」の制定について承認
	3月	策定委員会の公募委員を募集
	7月24日	第1回策定委員会 ・委員長、副委員長の互選について ・活動計画の概要について ・第5期活動計画の策定について
	9月27日	第2回策定委員会 ・第5期活動計画の策定について 具体的な取り組み（案）について
	11月27日	第3回策定委員会 ・第5期活動計画の策定について 具体的な取り組み（案）について
令和7年	1月10日	第4回策定委員会 ・第5期活動計画（最終案）について
	2月14日	地域福祉活動推進委員会において、活動計画（案）を説明
	3月7日	理事会において活動計画を承認
	3月19日	評議員会において活動計画を承認、決定

第5期羽島市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的及び設置）

第1条 第5期羽島市地域福祉活動計画を策定するため、第5期羽島市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組 織）

第2条 委員会は、別表に定める10名以内で組織する。

2 委員は、羽島市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する。

3 委員の任期は、令和7年3月31日までとし、欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役 員）

第3条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（作業部会）

第4条 委員会に、作業部会（以下「部会」という。）を設けることができるものとする。

2 部会は、部会員若干名で構成し、委員長が委嘱する。

3 部会は、委員会等での議論をもとに計画の素案の調製等をする。

（会 議）

第5条 委員会の会議は委員長が招集し、その議長となる。

2 緊急を要する場合や、やむを得ない事由により会議を開くことができない場合は、関係書類を委員へ送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の開催に代えることができる。

（事務局）

第6条 委員会の庶務を処理するため、社協に事務局を置く。

（委 任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

別表（第2条関係）

選出区分等	人数（上限）
羽島市自治委員会	1名
羽島市民生委員・児童委員協議会	1名
羽島市役所健幸福祉部	3名
羽島市社会福祉法人連絡会	1名
羽島市社会福祉協議会支部	2名
ボランティアグループ	1名
公募委員	1名

第5期羽島市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

選 出 区 分	氏 名	備 考
羽島市自治委員会	番 敏郎	委 員 長
羽島市民生委員・児童委員協議会	大橋 芳雄	副委員長
羽島市役所健幸福祉部	牧野 充守	
	伊藤 公彦	
	高田 裕彰	
羽島市社会福祉法人連絡会	佐藤 久江	
羽島市社会福祉協議会支部	長島 秀賢	
	水野 治郎	
ボランティアグループ	名倉 洋子	
公募委員	吉川ふじ代	

任期：令和6年5月1日～令和7年3月31日

用語解説

(50音順)

NPO Non-profit Organizationの頭文字をとった略語で、社会貢献活動を行う非営利活動団体。

エンディングノート 老化や病気で意思表示できなくなったり、突然亡くなったりしたときに備えて、遺族へ重要な情報や希望を書き留めておくノート。財産、書類などの保管場所、医療、介護、葬儀、墓、相続、メッセージなど。

災害ボランティアセンター 災害発生時に、ボランティアの支援を希望する被災者と、ボランティア活動をしたい人とをマッチングする拠点。

自助、共助、公助 「自助」とは、災害発生時に、自分自身や家族の身の安全を守ること。「共助」とは、地域住民がお互いに協力して助け合うこと。「公助」とは、県・市町村・消防・警察・自衛隊などの公的機関による救助・援助のこと。

支部社協 自治委員、民生委員・児童委員、主任児童委員など地域の各種団体などから選出された代表者によって構成される市社協の支部組織。

支部社協メニュー事業助成金 市社協が支部社協の活動に交付する助成金の一種で、対象事業をメニュー化したもの。

社会福祉委員 市社協の場合、概ね50世帯に1人の目安で各支部社協から推薦され、担当地区内の福祉ニーズの把握、支部社協及び市社協への協力を目的として活動する人。

重層的支援体制 市計画においては、「地域共生社会」の実現に向け、高齢・障がい・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制。

小地域 住民の意思やニーズを反映しや

すい民生委員の担当地区や自治会（町内会）などの範囲。

成年後見制度 知的障がいや精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう、財産管理や身上保護を成年後見人などが行う仕組み。

地域共生社会 制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括ケアシステム 誰もが重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

地域連携ネットワーク 権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政、司法の多様な分野・主体が連携する仕組み。

DV Domestic Violenceの頭文字をとった略語で、配偶者や恋人など親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力。

出前講座 福社会活動への支援や地域住民への福祉に対する理解促進などのため、福社会からの依頼により地域の会場へ市社協職員などが出向いて実施する講座。

日常生活自立支援事業 判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送られるよう、契約に基づき福祉サービスの利用援助などを行う社会福祉協議会の事業。

任意後見制度 成年後見制度のうち、今

は判断能力があるが、将来に備えてあらかじめ希望する支援内容などを決め、将来、判断能力が低下した時に利用する制度。

認知症サポーター 「認知症サポーター養成講座」を受講した人で、認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人。

避難行動要支援者 災害が発生した(発生するおそれがある)場合に、自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する人。

福祉会 市社協が設置を呼びかけている概ね民生委員の担当区域を単位とした組織。区域内の自治委員、民生委員、社会福祉委員などで構成されている。福祉制度を学んだり、支援の必要な人に対して地域（近隣）で解決できることを協力して取り組んだりしている。

ふれあいサロン（活動） ひとり暮らしや家の中に閉じこもりがちな高齢者などと、地域住民（ボランティアなど）が、自宅から歩いていける場所に気軽に集い、協働で企画し活動内容を決め、ふれあいを通して生きがいづくりや仲間づくりの輪を広げる活動。また、地域の介護予防の拠点として機能する活動。

ふれあい訪問活動 社会的に孤立するおそれのある人が、地域住民とのふれあいを深め、健康と生きがいを高めていくとともに、孤立を防止することを目的として市社協が実施する活動。

ヘルプマーク（サポーター） 難病など外見上では障がいのあることが分からない人が、配慮を必要としていることを知らせるマーク。岐阜県では、障がいの特性や配慮を理解し、ヘルプマーク所持者

に対する声かけや手助けを行う人を「岐阜県ヘルプマークサポーター」とし、「岐阜県ヘルプマークサポーター研修会」を開催している。

法定後見制度 成年後見制度のうち、現時点で判断能力が不十分な人が利用する制度。

ボランティア活動 個人やグループが、社会奉仕のために時間と労力を無償提供する自発的行為。

マッチング ボランティア活動においては、支援を希望する人と支援をしたい人とを組み合わせること。

見守りネットワーク 民生委員や社会福祉委員、地域住民などの見守り活動に携わる人たちが「みんなで見守っている」という共通認識をもって、対象者を組織的に見守る仕組みや体制。

民生委員・児童委員、主任児童委員 社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として配置されている民間の奉仕者で、民生委員は児童委員を兼ねている。主任児童委員は、児童に関することを専門的に担当している。

友愛訪問活動 地域のボランティアが、見守りの必要な一人暮らし高齢者などの世帯を定期的に訪問して、安否確認や困りごとの把握、孤立感の解消などを図る活動。

第5期羽島市地域福祉活動計画

発行年月 令和7年3月

発 行 社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会

〒501-6255 岐阜県羽島市福寿町浅平3丁目25番地

電 話 058-391-0631

FAX 058-391-0632

E-mail fukushi@hashima-shakyo.or.jp